

平成 23 年

宝達志水町議会会議録

第 3 回定例会

平成23年 9 月12日 開会

平成23年 9 月16日 閉会

宝達志水町議会

本定例会に付議された議案件名

- 議案第37号 平成23年度宝達志水町一般会計補正予算（第3号）
- 議案第38号 平成23年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第39号 平成23年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第40号 平成23年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計補正予算（第2号）
- 議案第41号 宝達志水町手数料条例の一部を改正する条例について
- 議案第42号 宝達志水町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第43号 石川県市町村消防団員等公務災害補償等組合規約の変更について
- 報告第12号 平成22年度決算に基づく健全化判断比率等について
- 認定第1号 平成22年度宝達志水町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第2号 平成22年度宝達志水町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第3号 平成22年度宝達志水町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第4号 平成22年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第5号 平成22年度宝達志水町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第6号 平成22年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第7号 平成22年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第8号 平成22年度宝達志水町水道事業会計決算の認定について
- 認定第9号 平成22年度宝達志水町下水道事業会計決算の認定について
- 認定第10号 平成22年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計決算の認定について
- 請願第2号 子どもの医療費の完全無料化等の速やかな実施を求める意見を石川県に提出を求める請願書
- 請願第3号 健診・保健活動が後退することになりかねない国保広域化に慎重な対応を求める意見書を国に提出することを求める請願書

平成23年9月12日（月曜日）

◎出席議員

1 番	寶 達 典 久	9 番	守 田 幸 則
2 番	久 保 喜 六	10 番	北 本 俊 一
3 番	土 上 猛	11 番	金 田 之 治
4 番	柴 田 捷	12 番	小 島 昌 治
5 番	宮 本 満	13 番	北 信 幸
6 番	津 田 勤	14 番	近 岡 義 治
8 番	林 一 郎		

◎欠席議員

な し

◎説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長	津 田 達
副 町 長	中 谷 浩 之
教 育 長	山 下 茂
参 事	北 山 茂 夫
総 務 課 長	太 田 永 作
総務課担当課長	松 浦 敏 昭
情報推進課長	高 下 良 博
財 政 課 長	松 田 正 晴
住 民 課 長	羽 多 良 英
税 務 課 長	溝 口 和 夫
環境安全課長	粟 原 政 典
健康福祉課長(福祉担当)	林 谷 茂 和
健康福祉課長(保健担当)	中 村 努
産 業 振 興 課 長	近 岡 和 良

ふるさと振興室長	村 井 仁 志
地域整備課長	谷 川 弘 一
学校教育課長	田 村 淳 一
生涯学習課長	藤 井 能富夫
会計課長	村 井 一 隆
志雄病院事務局長	高 畠 信 夫

◎議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	諸般の報告
日程第4	議案第37号 平成23年度宝達志水町一般会計補正予算（第3号）
日程第5	議案第38号 平成23年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第6	議案第39号 平成23年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第1号）
日程第7	議案第40号 平成23年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計補正予算（第2号）
日程第8	議案第41号 宝達志水町手数料条例の一部を改正する条例について
日程第9	議案第42号 宝達志水町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第10	議案第43号 石川縣市町村消防団員等公務災害補償等組合規約の変更について
日程第11	報告第12号 平成22年度決算に基づく健全化判断比率等について
日程第12	認定第1号 平成22年度宝達志水町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第13	認定第2号 平成22年度宝達志水町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第14	認定第3号 平成22年度宝達志水町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第15	認定第4号 平成22年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計歳入歳

出決算の認定について

- 日程第16 認定第5号 平成22年度宝達志水町介護保険特別会計歳入歳出決算
の認定について
- 日程第17 認定第6号 平成22年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会
計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第7号 平成22年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計歳
入歳出決算の認定について
- 日程第19 認定第8号 平成22年度宝達志水町水道事業会計決算の認定につ
いて
- 日程第20 認定第9号 平成22年度宝達志水町下水道事業会計決算の認定につ
いて
- 日程第21 認定第10号 平成22年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計
決算の認定について
- 日程第22 請願第2号 子どもの医療費の完全無料化等の速やかな実施を求め
る意見を石川県に提出を求める請願書
- 日程第23 請願第3号 健診・保健活動が後退することになりかねない国保広
域化に慎重な対応を求める意見書を国に提出すること
を求める請願書
- 日程第24 議案に対する質疑
- 日程第25 町政一般についての質問
- 日程第26 決算特別委員会の設置
- 日程第27 委員会付託

◎開会・開議

○議長（北本俊一君） ただいまから平成23年第3回宝達志水町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は13名であります。よって、地方自治法第113条に規定する定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（北本俊一君） それでは、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、宝達志水町議会会議規則第120条の規定によって、3番 土上 猛君、2番 久保喜六君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（北本俊一君） 次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月16日までの5日間にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議あり」という声あり〕

○議長（北本俊一君） 御異議がありますので、起立によって採決いたします。

本定例会の会期を本日から9月16日までの5日間とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（北本俊一君） 起立多数です。したがって、会期は本日から9月16日までの5日間に決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（北本俊一君） 次に、日程第3 諸般の報告を行います。

まず、拡大生産者責任（EPR）及びデポジット制度法制化を求める意見書の採択について、並びに志賀原子力発電所の運転再開に慎重な対応を求める意見書の提出を求める陳情書の2件をお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

次に、監査委員から、平成23年6月分及び7月分に関する例月出納検査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

次に、今定例会の説明員の職、氏名は、一覧表としてお手元に配付のとおりであります。これで諸般の報告を終わります。

◎提出議案の上程・説明

○議長（北本俊一君） これより、本日提出のありました議案第37号 平成23年度宝達志水町一般会計補正予算（第3号）から認定第10号 宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計決算の認定についてまでを一括して議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 本日ここに、平成23年第3回宝達志水町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、公私ともに御多忙の折にもかかわらず、御参集を賜り、心から厚く御礼を申し上げます。

提案理由の説明に入ります前に、本町を取り巻く最近の諸情勢について述べさせていただきます。

まず、9月4日夕方から夜にかけて石川県に最接近した台風12号は、当初見込みより勢力が弱まったことから、石川県や本町においては幸いに大きな被害もなく、安堵いたしておるところでございます。

しかしながら、紀伊半島を中心に大規模な豪雨被害をもたらし、死者、行方不明者100名を超える状況は誠に遺憾であり、亡くなられた方々の御冥福を祈るとともに、被災された方々にお見舞いを申し上げる次第であります。

次に、政治情勢であります。民主党代表選が8月29日に行われ、新代表となった野田佳彦氏が第95代内閣総理大臣に就任されたところであります。野田首相が直面する課題は、東日本大震災からの復興や電力危機を克服するエネルギー政策の策定、歴史的な円高への対応、TPP（環太平洋経済連携協定）参加の是非など、内政、外交とも山積しております。

発生から半年を迎えた東日本大震災では、死者約1万6,000人、行方不明者約4,000人に及び、被災地域が広範囲にわたるなど極めて大規模なものであるとともに、地震、津波、

原子力発電施設の事故による複合的なものであり、かつ震災の影響が広く全国に及んでいるという点において、まさに未曾有の国難であります。

国においては7月29日に東日本大震災からの復興の基本方針を決定し、国の総力を挙げて復旧・復興に向けた取り組みを進めていくこととしております。

本町におきましても、可能な限りの支援を行っていくとともに、改めて被災された地域、住民の皆様方が一日も早く震災から立ち直られることを切に願うものであります。

今後の災害の備えとして、国の防災基本計画の見直しが進められており、石川県の見直しとの整合性をとりながら、本町の地域防災計画の見直しを進めるものであります。

なお、災害時における情報伝達の重要性に鑑み、今定例会において防災行政無線同報系システム基本構想策定に要する経費を計上いたしましたところであります。

また、10月23日には、町総合防災訓練を予定しており、地震や火災時における初動体制の訓練をはじめ、防災意識の高揚に努めたいと考えておりますので、多くの住民の方々の御参加を願っておるところでございます。

次に、経済情勢についてであります。8月に発表された月例経済報告によりますと、景気は、東日本大震災の影響により、依然として厳しい状況にあるものの、持ち直しているとなっており、先行きについては、海外経済の緩やかな回復や各種の政策効果を背景に、景気の持ち直し傾向が続くと期待されております。

しかしながら、電力供給の制約や原子力災害の影響などにより、景気が下振れするリスクが存在するとしており、デフレの影響や雇用情勢が悪化する懸念が依然残っていることに注意が必要とされているところであります。

このように経済情勢には停滞感が漂っており、予断を許さない状況が続くものと考えられ、こうした経済情勢をしっかりと認識するとともに、国などの動向を注視しながら町政運営に取り組んでまいり所存でありますので、御理解と御協力を賜りたいと存じます。

しかし、このような厳しい社会情勢の中にあつて、各種スポーツ選手の活躍が我々に与える影響は大きく、中でも先日行われましたサッカーの第6回女子ワールドカップドイツ大会で、日本代表なでしこジャパンがアメリカを下し、初優勝を飾ったことは誠にめでたく、単にサッカーファンのみならず、日本国民に対し大きな感動と勇気を与えてくれました。

また、本町に関するものでは、8月4日から8月7日まで京都府で開催された全日本小学生ソフトテニス選手権大会において、宝ジュニアソフトテニスクラブの松原希歩選手

(相見小学校6年生)、西村理伽選手(押水第一小学校6年生)のペアが女子の部で3位に入賞する快挙を成し遂げました。

子ども達の活躍は、選手自身とその選手を支える関係者の絶え間ない努力がもたらした成果であり、宝達志水町民の大きな誇りであるとともに、全国に宝達志水町の名を大きくアピールしてくれたものと思っております。

このような次代を担う子ども達により良い教育環境を整備し、学力向上を図るため、これまで統合中学校建設の必要性を説明させていただいてきたところであります。

統合中学校の建設につきましては、新町まちづくり計画の中でも主要事業として位置づけられており、またこれまでも中学校施設整備検討委員会や公共施設統廃合検討委員会での検討や答申が行われてまいりました。

また、町議会の中学校建設特別委員会もこれまでに12回開催され、類似施設の視察や審議が精力的に行われてきたところであります。

これらのことを踏まえ、本年度に入ってから町政懇談会やPTA説明会を開催し、建設場所を現在の押水、志雄両中学校、白虎山公園の3カ所を候補地として検討していることなど、住民の方々に説明を行ってまいりました。

教育環境を良くし、学力の向上を図るためには、一定規模の生徒数を確保することが必要であることや、合併特例債を活用して建設資金を確保するには、時間的制約があること、災害時の避難場所の確保などを考慮したとき、結論を出さなければならない時期に来ていると考えます。

このようなことから、敷地形態や環境条件、建築時に想定される問題、通学環境など条件を、これまでの検討結果を踏まえ総合的に判断した結果、押水中学校用地での建設が適当と判断し、今回の補正予算に基本設計委託料を計上させていただいたところであります。

課題となる通学の問題や跡地利用など、これらの解決には、町民はじめ関係する皆様方の御理解と御協力なしには到底なし得ることはできないものと認識いたしております。

今後は、平成27年度の開校を目指し、保護者や地域、関係者の皆様方に、統合整備に係る御理解と御協力を求めてまいりたいと考えておりますので、よろしくようお願い申し上げます。

それでは、今定例会に提案いたします平成23年度予算の補正に関する議案4件、条例の一部改正及び規約の変更に関する議案3件、平成22年度決算に基づく健全化判断比率等の報告1件、決算の認定に係る案件10件について順次御説明させていただきます。

まず、議案第37号 平成23年度宝達志水町一般会計補正予算（第3号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算に3億1,767万5,000円を追加し、74億55万円とするものであります。

歳入歳出予算のうち、歳出の主なものといたしまして、総務費では、宝達駅西口駐車場の区画線修繕に要する経費をはじめ、平成22年度決算剰余金に係る適正額を町有施設整備基金に積み立てるほか、デマンド交通システム高度化に係る補助金に要する経費、国道159号子浦交差点付近における役場等施設の案内標識設置に要する経費、役場庁舎内サーバ室の電源工事に要する経費などを追加するものであります。

また、ケーブルテレビ事業特別会計において、平成22年度決算剰余金が発生したことから、剰余金分に相当する繰出金を減額するものであります。

次に、民生費では、10月に熊本県で行われます全国健康福祉祭出場助成に要する経費、現在整備を進めております車両格納庫の維持管理に要する経費、先般募集しました地域密着型サービス施設整備の事業決定者に対する開設準備及び施設整備に要する経費、地域密着型サービスの提供を行う事業者選定に係る事務費として介護保険特別会計への繰出金に要する経費、国庫負担金の精算に伴う返還金を追加するものであります。

また、旧北大海第二保育所解体工事において、石綿（アスベスト）除去工事が必要となったことに伴い、所要の経費などを追加するものであります。

次に、衛生費では、アステラス空調設備等修繕に要する経費のほか、不妊治療費の一部助成に要する経費を追加するものであります。

また、地域地球温暖化防止支援事業補助金にて旧押水庁舎屋上に設置した太陽光発電施設について、旧押水庁舎跡地売却後に解体撤去となることから、補助金の残存部分返還に要する経費などを追加するものであります。

次に、農林水産業費では、町特産品のいちじくを他町と差別化し、高付加価値による競争力強化を図ることを目的とする補助金に要する経費、今年度から新たな取り組みとして実施される農地・水・環境保全対策向上活動に取り組む3団体、環境保全型農業に取り組む1法人、1個人への負担金に要する経費、ネクサス屋外広場木製ベンチ、テーブル、トイレ修繕に要する経費、オムライスの郷プロジェクトの促進に要する経費、森林整備を図るための作業路網改良に要する経費を追加するものであります。

次に、商工費では、町商工会が発行する地域商品券に対する助成に要する経費を追加す

るものであります。

次に、土木費では、道路の安全確保を図るための修繕工事に要する経費、町管内図の作成に要する経費などを追加するものであります。

次に、消防費では、東日本大震災の教訓を受けて、町地域防災計画の見直しに要する経費、町防災行政無線同報系システム基本構想策定に要する経費を追加するものであります。

次に、教育費では、学校施設台帳整備に要する経費、小学校施設の維持補修に要する経費、中学校の給食用備品の購入に要する経費、統合中学校建設に伴う基本設計委託料、設計者を選定するための審査会に要する経費のほか、11月に栃木県で行われます全国スポーツレクリエーション大会出場助成に要する経費などを追加するものであります。

以上が歳出予算の主な内容であります。

財源となります歳入予算については、県支出金、繰越金をそれぞれ充てるものであります。

次に、議案第38号 平成23年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算に1,762万3,000円を追加し、14億7,228万7,000円とするものであります。

歳出につきましては、一般事務費で地域密着型サービス施設整備の応募者を選定する専門部会の委員報酬、また基金の運用利子を介護給付費準備基金及び介護従事者処遇改善臨時特例交付金へ積み立てる所要額のほか、前年度国・県支出金、支払基金交付金の精算による返還金を追加するものであります。

歳入につきましては、国・県支出金、支払基金交付金、繰入金、預金利子、繰越金を充てるものであります。

次に、議案第39号 平成23年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算に218万4,000円を追加し、6,108万9,000円とするものであります。

歳出につきましては、新たに104世帯分のケーブルテレビ引き込み工事を行う経費を追加するものであります。

歳入につきましては、引き込み工事負担金を充てるものであります。

また、前年度繰越金の発生に伴い、財源調整のため、一般会計からの繰入金を943万

6,000円減額するものであります。

次に、議案第40号 平成23年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計補正予算（第2号）についてであります。

今回の補正は、エレベーター修繕工事費1,000万円を収益的支出の修繕費で計上しましたが、資本的支出の建設改良費に組み替えをするものであります。

この財源措置といたしましては、過年度分損益勘定留保資金において1,000万円を追加し、総額を8,542万5,000円とするものであります。

続きまして、議案第41号 宝達志水町手数料条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、一般廃棄物収集運搬業等及び浄化槽清掃業許可・許可更新申請に係る手数料並びに一般家庭系可燃ごみの収集及び運搬手数料について、それぞれ改正するものであります。

一般廃棄物収集運搬業等許可申請業務については、法改正により複雑化し、事務量も多くなっていることから、手数料の受益者負担という原則に鑑み、申請者に応分の負担を願うものであります。

また、一般家庭から排出される可燃ごみ量の削減及び分別排出による再資源化の促進を図るため、ごみ袋に関する手数料を見直すものであります。

次に、議案第42号 宝達志水町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、災害弔慰金の支給対象となる遺族の範囲を拡大するものであり、平成23年3月11日以後に生じた災害に係る災害弔慰金について適用させるものであります。

次に、議案第43号 石川県市町村消防団員等公務災害補償等組合格約の変更についてであります。

本案は、同組合を組織する町のうち、野々市町が平成23年11月11日付で野々市市になることに伴い、組合格約の変更を行うものであります。

次に、報告第12号につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、平成22年度決算に基づく健全化判断比率等について、町監査委員の審査に付し、その意見を付して議会に報告することが義務づけられております。

本町の平成22年度決算に基づく指標は、実質赤字比率、連結赤字比率とも実質赤字額、

資金不足額が生じていないため、該当がありません。

実質公債費比率につきましては、21.3%と昨年度の20.9%から0.4%上昇しましたが、この比率は3カ年平均で示されることから、平成19年度単年度の比率20.0%が平成22年度単年度の比率21.1に置きかわったことや、22年度新たに上水道事業会計に対する高料金対策費としての繰出金が償還財源とみなされたことによるものであります。

また、将来負担比率につきましては217.8%と、昨年度の240%から22.2%減少いたしました。

主な理由といたしましては、今後の退職手当負担見込額の減少や減債基金等の新規積み立てによる償還財源として充当可能な基金の増加によるものであります。

公営企業における資金不足比率については、資金不足が生じていないため、該当なしとなっております。

このように平成22年度決算の指標は、早期健全化基準等を下回っておりますが、実質公債費比率や将来負担比率においては、なお高い数値であります。

当然のことながら、今後も集中と選択を旨とした財政運営を基本に、予定される大型建設事業の遂行もしっかりと視野に入れて、公債費負担適正化計画の徹底管理により数値をさらに改善させ、より安定性のある財政基盤の確立に努めていくこととしております。

認定第1号から認定第10号までにつきましては、平成22年度の各会計の決算について、地方自治法第233条第3項並びに地方公営企業法第30条第4項の規定により、決算審査における町監査委員の意見を付して、決算書及び主要施策の成果等に関する説明書を提出し、認定を賜りたいとするものであります。

以上、案件の提案理由を御説明させていただきましたが、何とぞ慎重なる審議の上、適切なる決議を賜りますようお願い申し上げます、御説明を終わらせていただきます。

○議長（北本俊一君） 提出者の提案理由の説明は終わりました。

◎議案に対する質疑

○議長（北本俊一君） ここで議案に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（北本俊一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

◎町政一般についての質問

○議長（北本俊一君） 次に、一般質問を行います。

会議規則第61条第2項の規定による一般質問の通告がありましたので、発言を許します。

3番 土上 猛君。

〔3番 土上 猛君 登壇〕

○3番（土上 猛君） 土上でございます。

私は、今定例会におきまして2点、町長にお聞きしたいと思います。

まず、今回町有地の売り払いを公募いたしました8件のうち、7月15日から8月12日までの期間において、条件つき一般競争入札で2万3,476平方メートル、最低売却価格を1億200万円で公募しました旧加能繊維工場跡地、さらに8月1日から8月12日までの期間において同じく一般競争入札で5,008平米、最低売却価格を2,050万円で公募いたしました旧押水森林組合跡地、いずれも建物の解体撤去が条件ということで、この2カ所の売り払い状況がどうであったのか、まずお聞きいたします。

また、購入申し込みがなかった場合、値下げしてでも売る方向で今後考えていくのか、あるいは用途の目的及び条件などを変えるのか、あわせて今後の対応策をお聞きしたいと思います。

それから、2点目といたしまして、廃止町有施設の利用計画についてでございます。

現在統廃合により廃止施設となっている施設が何カ所かあると思いますが、こういった施設をいろんな団体などから利用したいという要望などもたくさんあると思いますが、今後このような空き施設をどう所持していくのか、また今後の対応あるいは計画をどうするのか、お聞きいたします。

この2点をお聞きいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（北本俊一君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 土上議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の町有地の売却につきましては、公有財産のうち利用計画のない遊休土地の有効活用と財源確保の観点から、売却準備が整ったものから順次売り払いを行っているところであります。

今回公募しました物件8件につきましては、3件の購入申し込みがあり、売り渡しの手

続を行っております。

御質問にありました旧加能繊維工場跡地と旧押水森林組合跡地につきましては、残念ながら申し込みはありませんでした。

この2件は、既存建物の解体撤去を条件として、また敷地面積が広大であるということなどから、最低売却価格の面で折り合いがつかず、買い手がつかなかったものではないかと思っております。

そこで、御質問のありました2件の物件についての今後の取り扱いであります。旧加能繊維工場跡地にあつては、誘致企業の撤退により、町が取得した経緯もあり、また柳瀬第二工場適地として公表していることから、県とも連携しながら、今後も雇用の拡大、住民福祉の向上など、地域振興に資する事業者を募集し、土地と建物を一括して売却してまいりたいと考えております。

また、旧押水森林組合跡地にありましては、宝寿荘の駐車場用地として取得したものであります。駐車場としての利用計画がなくなったことから、今回売却を実施したものであります。この物件につきましても、土地と建物の一括売却を継続してまいりたいというふうに考えております。

今後の対応についてであります。地方自治法では一般競争入札を行い売却に至らなかった物件については、先着順に随意契約による売り払いができることとなっております。今回申し込みがなかった物件については、今年度中は価格の改定など条件変更は行わず、先着順での売り払いの募集をしてまいりたいというふうに考えております。

本町の財政健全化、また地域の振興を図る上から、今回の物件以外についても早急に遊休資産の売却を積極的に実施したいと考えておりますので、今後とも御理解をいただきたいと思っております。

2点目の廃止町有施設の利用計画についてであります。第1次行財政改革大綱、公共施設統廃合推進計画に関する答申によりまして、重複、類似する公共施設の統廃合を実施しているところであります。

御質問の廃止施設の再利用となりますと、修繕費用をはじめとした維持管理経費がかさみ、また大規模な改造等も必要と見込まれることなど、多額の経費を要することから、行財政改革の着実な実施が求められている中で、極めて困難であると考えておりますので、御理解を賜りたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（北本俊一君） 3番 土上 猛君。

〔3番 土上 猛君 登壇〕

○3番（土上 猛君） ただいま答弁していただきましたけれども、やはり今、町が非常に財政が厳しいという状況は、非常に町長さんは表に言われます。そういう中で、やはり各種団体の助成金やいろいろなことの削減、そういうことで各種団体も非常に困っておる状況も見受けられるのではないかと思います。そういう中でやはり財政を、歳出を縮減というよりも、こういった町有地を売り払って、歳入の増、そういうところも大いにやはり今後検討していただきたいと、これは一応要望でございますので、答弁は結構でございますので、そういうことをまた今後大いに努力していただければと思います。

以上です。

○議長（北本俊一君） 次に、1番 寶達典久君。

〔1番 寶達典久君 登壇〕

○1番（寶達典久君） 寶達典久です。

議長よりお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

私は、消防団の充実策について、次に災害発生時の共助について、次に教育の向上についてと3つの主題についてお尋ねします。

まず、消防団の充実策についてお尋ねします。

消防団の重要性というのは論をまたないところでありますが、常備の消防署職員の方が専門の訓練を受けて、また機材を用いて災害や事故に対処するのに対して、消防団の強みというのは、その人数の多さであります。対処するのに多くの人数が要る、そのような災害、また事故に対して活躍が期待される。そして消防署、消防団が安全を保つための両輪として活躍されるように、十分な配慮、地域の応援とか、そういうものも必要だと思っております。

そのような中で、本年の9月1日から、当町で消防団協力事業所表示制度というのが始められました。この制度は、全国の消防団員の約7割が今、被雇用者であるという現状を見まして、平成19年1月1日に全国の幾つかの自治体等で始められたのが今回当町でも始められた、そういう制度でございます。

この事業所として認められるために、認定の基準というのがありまして、それに4つ条件がございます。次のとおりです。

1つ、従業員が消防団員として2名以上かつ5年以上活動している事業所等。2、従業

員の消防団の活動について積極的に配慮していると認められる事業所等。3、災害時等に事業所の資機材等を消防団に提供する等、協力をしていると認められる事業所等。4、その他消防団の活動に協力することにより地域の消防防災の体制の充実及び強化に寄与していると認められる事業所等。当町のこの表示制度の要綱の中には、この4つ、基準があるんですが、このことについてお尋ねします。

第1号に2名以上という要件がございますが、1名以上でない理由は何でしょうか。これですと従業者が1人しかいない事業所はこの認定の対象になり得ないのではないかと思います。お尋ねします。

次に、第2号の「従業員の消防団の活動について積極的に配慮している」とは、例えばどのような措置を指すのか、お尋ねします。また、この積極的に配慮しているとは逆の状態、ちょっとどういう状況か私には今わからないんですが、もしそういう状況にあれば、町は事業所等に対して何らかの対処をなさるのか、お尋ねします。

次に、この4つの基準は幾つ満たせばよいのか、お尋ねします。

次に、団員中の町職員数についてお尋ねします。

先ほども申しましたように、消防団の強みというのは、その人数の多さですね。ということで、十分な団員の数が必要となるんですが、現在町にある6つの分団のうち、幾つかは欠員もある状態で、そして団員の中でも町職員の数の増え、そういうのが目につくわけでございます。

まず、1つ目の質問として、この町職員の団員数が増えているというのは、希望者の減少による欠員を職員で穴埋めしている状況ではないのかと疑問を持ちまして、いかがかとお尋ねします。

町の職員の方というのは、昼夜町におられることが多くて出動しやすい、そういう環境にあるということで、ある程度の方が団員であるというのは適当であると思うんですが、その人数が多過ぎないか、これは次の質問と関係するんですが、町の職員が多過ぎる、こうなると町の防災計画等の任務に当たるために、団員として出動できないようなときに災害対策本部等を立ち上げたとき、十分な活動ができるのか、そういう不安もございまして。ということで、あらかじめ消防団員の中で町職員の数の上限を決めておく、こういう取り決めをしてはどうかと思ひまして、お尋ねします。

もちろん上限を定めましても、今ある程度町職員の方が団員でおられるわけですから、すぐに何名で決めて、それ以外の方はやめてもらう、そういうことではなくて、徐々に交

代を進めていくように、先ほどの制度の活用も含めて、こういう配慮がなされればどうかと思ひましてお尋ねします。

次に、各分団に配備されているポンプ車についてお尋ねします。

1つ目、点検は随時実施されているか。2つ目、不調や故障箇所があるものはないか。3つ目、使用期限には定めがあるか。4つ目、最近何年かの更新履歴と更新理由、その際の車両使用期間をお示しください。5つ目、もしも近いうちに、数年とかそれぐらいの期間のうちに消防車のポンプ車の更新が行われるとすると、次の点はどのようになるのか、お尋ねします。1つ目、ポンプ車の車両価格と配備に係る費用、2つ目、契約の方法、3つ目、古い車両の処分方法と費用。

消防団の充実策については以上でございます。

次に、災害発生時の共助についてお尋ねします。

災害が、災害と言ってもいろいろありますが、避難を要するような大きな被害を受けたような災害、こういう場合に、多くの方が町の定めた学校の体育館とか、そういうところに避難されるわけでございます。そういったときに、例えば、私は上田におるんですけども、宝達小学校に避難する。宝達小学校に行けば、私、上田なんです、上田だけではなくて、いろんな在所の方がいらっしゃると。大勢の方がいらっしゃって避難しているときに、どういう方が共助、みんなで助け合って、一晩で帰ればいいんですけども、もしかしたら長くなるかもしれないし、物資を分けたりとか、そういうことを協力して、していかないといけないんですが、みんなで相談するというのも難しいでしょうから、誰かが主導権を持ってやる、そういうことになるんですが、その共助を中心的に担う、そういう方は町のほうではどういような方を想定していらっしゃるのか、お尋ねします。

次に、その町が共助の中心的担い手として想定されている方々、その方々はその避難所の運営方法について、自分はどうしないといけないか、ほかの人と協力してどのような運営をしていかなければならないのか、そういう共通認識が持たれているのかということをお尋ねします。

次に、教育の向上ということについてお尋ねします。

先般、来年から使用されます教科書の採択作業が行われました。私は6月の一般質問でもこの件について質問しまして、そういう経緯もあって採択の結果を見ておったんですが、結果そのものについてどうということはないというか、ないんですが、不満があるとか、そういうことはないんですが、前回、前々回の採択結果とか、そういうものと比べるとほ

とんど変わっていないんですね。というのが、不満とかそういう以前にちょっと不思議な
んですね。ということで、ちょっと考えてはみたんですが、わかりにくいなということで、
専門の方にぜひお答えいただきたいということでお尋ねしたいんですが、この教育の向上
という観点から、教科書の採択作業にはどのような意味があるのか、こういうことをまず
お示しいただければ幸いなんですが、そう思いまして、お尋ねします。

次に、この何らかの意味があるとするならば、いつもほとんど同じ会社の教科書が採択
され続けるような理由、これをお答えいただきたいと思います。

何度も繰り返し言うんですが、同じ教科書が使われるとか、同じ会社の教科書が使われ
るとか、どこかの会社のを使ってくださいとかというのではなくて、結果を見てほとんど
変わっていないというのは、今まで使っていたのを優先しているのかなと思うんですよね。
それがだめとも言いません。ですが、何でそうなるのかというのを知りたいんですよね。
ということで、前回の一般質問でも会議録ですとか、また会議を傍聴させていただけない
かということをお願いしたんですが、これは教科書図書に係る企業等からの干渉等を排除
するため及び公正公平を図る観点から非公開であると、そのようにお答えいただきました。
ですが、採択後ならば、こういう記録、会議録、調査記録などは公開されても特に支障は
ないのではないかと思います、公開は差し支えないかと思うんですが、いかがでしょう
か。お尋ねします。

次に、統合中学校建設について特色ある学校づくりのために2つお尋ねします。

今学校の場所について検討が進んできたわけですが、場所、建物、もちろん大事なんで
すが、今私が申しあげました教科書もそうですけれども、教材だとか、備品だとか、そう
いうものも良いもの、新しい未来のこの町を担う若者を育てるためにふさわしいものをぜ
ひ採用してほしいということで、そういった教材の検討には十分な体制をもって臨んでい
ただきたいんですが、いかがでしょうか。お尋ねします。

次に、体育館を拡張して、ランニング等を行えるような屋内運動場のようなものを設け
てはどうかとお尋ねします。

私が中学校、また高校のときもそうなんですが、部活のとき、天気が悪いときは校舎の
廊下を走ったり、廊下、階段で走ったりトレーニングしたりしているわけですが、これは
非常に危ないことで、新しい学校でぜひ充実した運動を、そしてこういう日常のことから
も安全策というのは講じられているべきだと思いますし、より良い環境で勉強に、運動に
励んでもらえるように、このような設備もあればどうかと思ひまして、お尋ねします。

以上でございます。

○議長（北本俊一君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 寶達議員の御質問にお答えいたします。

消防団協力事業所表示制度についての御質問であります。消防団協力事業所表示制度には認定基準は4項目ございます。その一つは、1つに該当すれば協力事業所の要件を満たすということになります。このうちの人数要件は、消防庁が示しております準則では相当数となっておりますが、本町の規模や実態に合わせて2名以上ということにしております。従いまして、団員が1人の事業所が認定を受けるには他の要件が必要ということでございます。認定基準のうち消防団活動に積極的に配慮している事業所とは、例示的に申し上げれば、災害出動や訓練出動に際しまして、事業所として協力的であり、かつ事業所の勤務評定上も不利益をこうむることがないように配慮されていることなど、団員が活動、出動しやすい環境を指しております。

なお、積極的に配慮している状態でなくても、町として事業所等に対して何らかの対応を行うことは考えておりません。現在も出初め式等について御協力をお願いしているところでございます。引き続き消防団活動に協力していただけるようお願いをしてみたいというように考えております。

今後は消防団員が2名以上在籍する事業所に消防団協力事業所表示制度の趣旨に賛同し、消防団協力事業所になっていただけるように直接訪問して内容を説明し、お願いをしてみたいというふうに考えております。

次に、団員の中の町職員数についてでありますけれども、平成23年8月1日現在の消防団員は定数149名に対しまして143名となっております。そのうち36名が役場職員であります。役場職員の推移であります。平成20年の46名をピークに減少傾向になってきております。その理由といたしましては、合併以降、昨年まで新規採用がなかったということによるものだと考えております。

また、本年4月1日以降9名入団しておりますが、うち役場職員は2名となっております。欠員を役場職員で補充しているというわけではございませんので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、団員中の町職員数の上限を定めてはどうかという御質問でございますが、議員御指摘のとおり徐々に減らしていきたいと考えておりますが、分団によっては人員確保が難

しいところもございますので、御理解を願いたいと思っております。

次に、各分団に配備されておりますポンプ車についての御質問であります。ポンプ車の点検については、町が購入して消防団に貸与しているために、消防団が毎月1回、定期点検を実施しております。また、年に1回法定点検も実施しております。点検の結果、異常があれば直ちに修繕を行っております。故障箇所はないというふうに考えております。

更新時期は明確な規定はございませんが、おおよそ14、5年で更新が行われております。最近のポンプ車の更新は、平成17年に老朽化によりまして第1分団車と第6分団車を同時に更新いたしております。第1分団車は約15年、第6分団車は約16年経過しておりました。ポンプ車2台合わせましての購入価格は3,528万円であります。3者による指名競争入札が行われております。更新に際しまして不要となった従来のポンプ車は、その外観あるいは装備の特殊性から多用途への転用ができないために落札者が処分することといたしております。従いまして、町からの処分費用あるいは財産処分による歳入は発生いたしていません。

それから、3点目の災害発生時の共助についての質問でございますが、まずは共助とは、普段から顔を合わせている地域や近隣の人々が集まって、互いに協力し合いながら防災活動に組織的に取り組むこととございます。従いまして、石川県避難所運営マニュアルを活用しながら、避難している方々による本格的な避難所の運営組織が形成されるまでは、自主防災組織。まあ、町内会等でございますけれども、その会長、副会長、あるいは防災委員、または避難住民の意見で推薦された人が避難所運営の中心的担い手と想定しております。避難所の運営方法につきましては、今後、区長会と相談させてもらいながら、共通認識を持てるように取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（北本俊一君） 教育長 山下 茂君。

〔教育長 山下 茂君 登壇〕

○教育長（山下 茂君） 實達議員の御質問にお答えします。

まず、教科書採択でございますが、我々とする、非常に神経を使うものであるということをお理解いただきたいと思っております。

最初に、教育の向上という観点から、教科書採択作業にはどのような意味があるかとの御質問でございますが、教科書の採択は教科書が教科の主たる教材として学校教育において重要な役割を果たしていると考えております。採択に当たっては、羽咋地区教科用図書採

採択協議会の採択方針に基づき児童・生徒に最もふさわしいと思われる教科書を採択いたしております。

次に、ほとんど同じ会社の教科書が採択され続ける理由はどの御質問でありますか、今回の採択は中学校用教科書で14教科書中11教科の教科書が現行発行者と同じ採択となり、3教科の教科書が変更となりました。

採択に当たっては、現場の教諭が研究員として担当科目の教科書の調査研究を行い、採択協議会で調査研究結果を報告しております。

この報告に至る過程においては、指導上の課題及び学力の向上に調査研究の力点が置かれており、小中学校では学力面で児童・生徒間で幅があり、いろいろな層に対応できる教科書を選択していかなければならないと考えております。

これらのことから、これまで採択されてきている教科書には、指導上の課題及び学力の向上の点で優れており、今回の研究員の報告においても同じ結果になった教科書が多かったものと考えております。

次に、採択後の会議録や調査記録を公開しても差し支えないと思うかどうかの御質問でありますか、羽咋地区教科用図書採択協議会では、調査記録である教科用図書選定資料について、公開申請があれば公開することといたしております。

次に、統合中学校に関する教材、備品の充実に関する準備についての御質問でありますか、これまで理科、数学及びICT（学校情報通信技術）関係の備品を統合中学校でも使用できるように準備してきたところでございます。今後も教育上必要なものについては開校までに準備し、現在使用しているもので使用できるものにつきましては、統合中学校でも使用してまいりたいと考えております。

次に、屋内運動場（体育館）にランニング場を設けてはどの御質問でございますか、ランニングロードを設置するというのは、現在体育館の主流となっております。従って、そういうふうな形になるように検討していきたいと思っております。また、現在2校の部活動の状況並びに御指摘のとおり荒天時及び冬場の天候に配慮して、生徒の体力増強を図るために、屋内運動場につきましても、何とか実施できるように考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（北本俊一君） 次に、4番 柴田 捷君。

〔4番 柴田 捷君 登壇〕

○4番（柴田 捷君） 私は柴田 捷でございます。今回統合中学校の建設、指定管理者制度の導入及びイノシシ対策について、3点についてお尋ねをしたいと思います。

まず、中学校の建設についてでございますが、先ほどの實達議員の質問と重なる部分がございますら、答弁は結構でございます。

中学校の統合につきましては、町中学校施設整備検討委員会の考え方があるにいたしましても、少子化に伴う児童・生徒の減少などから特に生徒の教育効果を高めるためにも教育環境の整備を図ることが大切と考えております。

このような状況の中で町長は、9月1日に開催されました町議会全員協議会におきまして、統合中学校の建設については町政懇談会等で町民の理解が得られたとして総合的に判断した結果、押水中学校敷地内に新校舎を建設したいと表明がございました。また、進め方につきましては、昨年12月定例会におきまして、私の質問に対し、議会の中学校建設特別委員会の意見を拝聴しながら、最善の方法で整備を進めたい、その過程でさまざまな情報収集を行い、町民に情報提供をし、住民との対話により住民同意が得られるように努力したいとの答弁がございました。

そこで、町長にお尋ねをいたします。

第1は、統合につきまして、町政懇談会やP T A説明会で町民の多くから理解が得られたとされておりますけれども、懇談会及びP T A説明会の出席率はともに10%台と聞いており、これをもって理解が得られたと判断できるのでしょうか。あわせて出席できなかった方々に、例えば後日資料を配付するなど、後フォローがされたのでしょうか。

第2は、志雄地区の町政懇談会の席上、統合中学校に係る質問に対し、中学校をとるのか、病院をとるのかとの発言がなされ、暗に建設地が押水中学校敷地に決まっているような発言をされたと聞いておりますが、いかなる趣旨で発言がされたのでしょうか。

第3は、建設地が押水中学校敷地になった経緯、検討内容などを町民に正しく伝え、理解を得ることが重要と考えますが、どのように対処されるのでしょうか。

第4は、建設地の選定について総合的に判断したとのことですが、建設事業費、財源、ランニングコスト等を含め、具体的に何をどのような基準で判断されたのか、また判断基準として子ども達のことを考えた基準があるのでしょうか。

第5は、基本設計についてでございます。コンサルタント任せではなく、中学校建設特別委員会が視察等で得た意見を反映する設計が必要と考えますが、いかがでしょうか。あわせて設計業者選考プロポーザルの考え方をお聞かせいただきたいと思っております。

第6は、統合中学校の建設について、外観重視ではなく、教育環境を重視し、子ども達が安全で安心して学習できる場を造っていただきたい。

第7は、志雄地区のハブ施設である志雄中学校の跡地利用については、どのように考えられているのでしょうか。また、その実現に総力を注ぎ、解決されることを願っておりますが、お考えをお聞きいたします。

第8は、PTA説明会についてお聞きします。町議会全員協議会に示されました資料に、PTA向け説明会の意見集約の資料がございます。資料では統合事業に対して反対意見があったのは志雄小学校のみとの記載がございます。これについては、町政懇談会での町長発言、あるいはPTA説明会での教育長の説明等により、建設地は決まっているとの意識が強く働いた結果と思っております。

そこで、教育長にお尋ねをいたします。

1つ目は、志雄小学校PTAに対する説明会は7月下旬に開催をされ、教育長の説明については、褒められた内容ではなかったと聞いております。中学校統合について、今までに子浦区など5つの集落の申し出や町政懇談会の意見等について事前に把握をし、説明会に臨まれたことと思っておりますが、保護者の理解が得られたのでしょうか。

2つ目は、今後、統合準備委員会や各種委員会の設置を予定されていると思いますが、教育長として、相手の目線に立ち、的確な対応を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

次に、指定管理者制度の導入についてお尋ねいたします。

この制度の目的は、公の施設等に民間事業者等を指定して、民間の能力やノウハウを幅広く活用し、町民サービスの水準の向上や行政コストの改善につなげることが狙いであり、制度導入については、行財政改革を進める上にも積極的な取り組みが求められているところと考えております。

本町におきましては、昨年4月、集会所からスタートし、今年度は宝寿荘など4施設に導入されました。これらの指定管理者については、施設の性格上特定の団体が指定されましたが、これが着実に成果を上げることを期待しているところでございます。

そこで、町長にお尋ねをいたします。

第1は、指定管理者の募集内容、選定結果、契約内容などについても町民の方々からわからないとの意見も多く、先日、担当の方とお話をしておりましたら、先月末ホームページに早速掲載をいただきました。町広報誌や施設の玄関にも表示するなど、わかりやすく

情報を公開すべきと考えておりますが、お考えをお尋ねいたします。あわせて指定管理者の募集にはプロポーザル方式といたしますか、提案型の応募も必要と考えますが、お考えをお聞きいたします。

第2は、第2次行財政改革大綱などによる来年度平成24年度の導入施設には、南部保育所、ネクサス、古墳の湯が計画されているようであります。これからの指定管理者の募集は、施設ごとに原則公募で行うと聞いておりますが、今の時期、この9月は来年度導入予定の施設について募集要項が決まり、候補者の募集が行われている時期ではないでしょうか。

そこで、1つ目は、来年度導入予定の施設、実施日及び指定の期間、2つ目は、今以降のスケジュール、3つ目は、候補者の応募要領はできているのか。応募方法は公募なのか特定の団体なのか、またその理由は何か。4つ目は、候補者の審査、選定を行う選定委員についてどのような構成になっているのか。また、公平性が保たれる体制になっているのかをお聞きいたします。

第3は、南部保育所と古墳の湯に分けて具体的にお聞きしたいと思います。

まず、南部保育所の指定管理について、1つ目は、指定管理制度の導入する理由、メリット及び波及効果についてお聞きをいたします。2つ目は、指定管理者制度の導入によって、保育サービスの水準確保や事業の継続性を検証することが必要と考えております。どのようにして検証されるのでしょうか。3つ目は、制度導入に当たって、保育所に働く方々の労働時間や賃金など労働条件や処遇改善については、問題が生じないように十分配慮されるとともに、関係者の御理解が得られるよう対処願いたいと願っております。いかがでしょうか。

次に、古墳の湯の指定管理についてお聞きします。

1つ目は、第2次行財政改革によれば、民間譲渡への検討課題に整理されている中で、なぜ指定管理者制度の導入に変更されたのでしょうか。2つ目は、候補者の募集に当たってはじめての公募であること、将来展望を考えたときに、募集要領は提案型の応募にすべきと思います。あわせて募集期間についても競争原理が働くように十分な期間の設定が必要と思いますが、どのようにお考えなのでしょうか。3つ目は、指定管理者及び町の責任分担について明確になっているのでしょうか。4つ目は、財産面から見ての波及効果と収支の改善についてどのように見ているのかをお聞きいたします。

そして第4に、行財政改革の一端であります指定管理者制度についてただしてまいりま

したが、当町の行財政改革については、今年度は第2次行政改革のスタートの年であり、全庁的な体制で、スピード感のある的確な対応が重要と考えております。

推進本部をあくまで推進本部長に指定管理者制度の導入も含め、全体的な実施計画の進捗状況と行財政改革に取り組む思いについてお聞きをいたします。

最後に、イノシシ対策についてであります。

今年も水稲の収穫期を迎えましたが、イノシシの水稲被害を防止するために、自衛策として農地を電線2段の電気柵で囲む対策をとられた石坂集落の耕作者の現地を見てまいりました。また、最近イノシシに荒らされていることが多いと思うので、来年から田んぼをやめたいとかいって、非常に悩んでいらっしゃる農家の方にも会ってまいりました。苦勞して育てた作物がいよいよ収穫のときになって、一瞬にして被害をこうむるということは、本当にやり切れない思いであろうかと思っております。特に中山間地域は過疎化と高齢化に加え、農作業は平地と違い、数倍の労力を要しております。被害が拡大すれば農業意欲の低下につながり、耕作放棄地が拡大し、山里は荒廃し、野生生物の生活環境に著しく影響いたします。このことは、全国のどの自治体でも言われており、平成19年に鳥獣被害防止特別措置法が制定され、鳥獣の捕獲許可が市町村に権限移譲されました。市町村が災害防止計画を策定し、その判断で捕獲できるようになっております。当町におきましても、今年度改定されました羽咋郡市鳥獣被害防止計画によると、イノシシによる被害対策の取り組み方針は、生息域の拡大と個体数の急激な増加が見込まれるので、早期の対応が必要であるとなっております。また、捕獲の取り組み内容は、水稲の収穫前のわなの設置と狩猟期間での銃器による捕獲で5頭が計画されております。被害軽減目標については、25年度被害金額37万1,000円とされております。

そこで、町長にお尋ねいたします。

第1は、本町の被害状況は昨年と比べてどのくらい増加をし、来年度以降どのように推移するとお考えでしょうか。また、イノシシは現在どのくらい生息しているのでしょうか。あわせて平成20年度から23年度の捕獲数は、計画に対してどのような結果であったのでしょうか。

第2は、当町のイノシシによる農作物被害防止対策について、どのような施策が講じられているのでしょうか。捕獲のわなや防止柵の設置も有効な被害対策ではございますけれども、これらの取り組み効果をより高めるためには、集落全体で取り組む体制がより重要と言われております。町としてのお考えをお聞きいたします。

第3は、電気柵を設置しますと、草刈りや障害物の除去など、毎日、朝夕のパトロールが欠かせません。農家は農地を自主的に守ろうと苦勞されております。他の市や町のように助成金を出し、農家を支援するお考えはありませんか。また、国や県からの予算がありますでしょうか。あればどのように使い、どのような成果を上げているかをお聞きいたします。

第4は、羽咋郡市鳥獣被害防止計画は今年度平成23年度に改定されておりますけれども、平成20年に策定した内容とほとんど変わっておりません。当町の状況は、羽咋市や志賀町と大きく異なっております。それぞれの地域に合った防止計画を立てなければ、地域住民にこたえられないのではないのでしょうか。今後は近隣の自治体と連携を図りながら、町独自の被害防止計画を策定し、地域住民との連携を強固にしながら実効ある防止計画を策定することが重要と思っておりますが、町の考えをお聞きいたします。

第5は、猟友会会員について、現在登録されている会員は15名と伺っておりますが、年々減少し、また高齢化が進んでいるようであります。猟友会の方々には、これまでも熊やイノシシが出没するたびに、会員の招集、檻の設置、朝と夕方の捕獲確認、駆除など、発見情報から捕獲に至るまで多くの時間と御苦勞があり、大変感謝しているところでございます。鳥獣は年々急増しており、いずれは猟友会では対応できない時代が来るのではないかと予測をしております。鳥獣から農作物被害や町民の安全を守るため、若い会員を増やすことが重要であり、金銭面も含め先を見据えた対策が必要と思っております。町としてのお考えをお聞きし、私の一般質問を終わります。

○議長（北本俊一君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 柴田議員の御質問にお答えいたします。

中学校の統合につきましては、近年、出生者数が年々減少し、平成23年度に1歳となる子どもは町全体で71名であります。この子ども達が中学1年生になる平成35年度の押水中学校1年生は2クラス、志雄中学校の1年生は1クラスということになります。このように減少傾向が続きますと、2校ともに1学年1学級となりまして、また生徒数の減少によりまして教員配置も少なくなります。中学校では9教科を専任教員で教えておりますが、専任教員で教えることができなくなります。そこで学力の維持及び向上が難しくなることが予想されるわけでありまして。また、両中学校とも耐震工事ができない建物であることから、統合が必要であります。

次に、町政懇談会の出席率でございますけれども、13.68%と、PTA説明会の出席率につきましては、小学校で22.05%、中学校で12.21%、全体で18.07%でございます。仕事の関係や都合で出席できなかった保護者も多数おられたと思います。特に志雄小学校での説明会の席上、統合に反対との意見が多く出されましたが、統合に対する前向きな意見もいただいたところであります。他の小学校4校、中学校2校におきましては統合に反対との強い意見はございませんで、出席者の皆様には御理解いただけたと考えております。

また、全体を通しまして、町民の多くの方々の御理解をおおむね得られたと判断いたしました。なお、一部の保護者の方には御理解願えないところもあるかと思いますが、今後とも資料の配付あるいはホームページ等によりまして、御理解をいただけるように努力してまいりたいというふうに考えております。

また、PTA説明会に出席できなかった方々については、児童・生徒を通じまして説明会資料を全保護者の方に配付いたしております。

次に、志雄地区町政懇談会で中学校をとるか、病院をとるかとの発言はどの御質問であります。建設予定地3カ所について比較検討している中で、白虎山公園については地層、地形から見まして、造成費に多額の費用を要するという事、これは議員御承知のことと思っておりますけれども、造成後において簡易野球場、樋川小学校、南部保育所において地層、地質の原因による手直し工事が行われていること、あるいは排水処理、両地域からのスクールバスの運行、または現在、有効に活用されている簡易野球場の移転などから長期的に見た場合に、白虎山公園での統合中学校の建設は困難と考えておりましたので、懇談会の席上、病院まで持っていくのかと発言がありましたので、統合中学校と病院を1カ所に建てる場所がないことから、いずれかになると思うというふうに答えております。

次に、押水中学校敷地を建設地にした経緯、検討内容を町民に伝え、理解を得ることが重要であり、どのように対処するのかとの御質問でございます。当初は建設予定地は宿地内2カ所、敷波地内1カ所であり、そのうち2カ所は私有地でありました。

この統合中学校建設計画を進めるに当たりまして、県に相談したところ、町財政状況を勘案したときに、土地の購入は認めないとの見解が示されたことから、懇談会、PTA説明会に提案いただきました3候補地の町所有地に、建てることを検討してまいったわけでございます。

また、この検討内容を町民の皆様へ伝え、理解を得ることが重要であります。広報あるいはホームページを通じまして、今後も町民の皆様にお伝えし、御理解を賜りたいという

ふうと考えております。

次に、建設地の選定は総合的に判断と言うが、建設事業費、財源、ランニングコスト等を含め具体的に何をどのように判断したのかとの御質問であります。建設事業費につきましては、約25億円を予定しております。財源につきましては、文部科学省の国庫支出金、合併特例債、一般財源を予定しております。

国庫支出金は補助対象経費の2分の1でありまして、合併特例債は総事業費から国庫支出金と起債対象経費とならない部分を除いたものが対象となります。そのうちの95%が合併特例債の発行が認められるものであります。その他の経費につきましては、統合中学校建設のために積み立てております基金を充当することといたしております。

次に、ランニングコストにつきましては、必要なスクールバス運行経費を考慮いたしております。

次に、これ以外の判断基準といたしましては、敷地面積については、学校施設を配置できる十分な敷地面積が必要であることを考慮いたしました。押水中学校は約6万平方メートル、志雄中学校は4万4,000平方メートル、白虎山公園は5万4,000平方メートルの面積がございます。

次に、敷地条件につきましては、自然災害に対しまして安全に設置できる地盤であることが必要であります。過大な造成を避けることを考慮しなければなりません。押水中学校、志雄中学校ともに特に問題はございませんが、白虎山公園につきましては、敷地造成の必要がございます。東側の敷地において地盤改良が必要でございます。

次に、周辺環境につきましては、騒音、振動や臭気等を発生させる施設設備がないことや、教育上ふさわしくない施設が立地していないことなどについて考慮いたしました。

押水中学校、志雄中学校ともに特に問題はありますが、白虎山公園では校舍建設予定地がJR七尾線に隣接しております。環境条件につきましては、今までに風水害により大きな被害がないこと、大規模地震における想定津波に対する一定の標高を有しているかなどについて考慮いたしました。

押水中学校、志雄中学校は標高、平均で13メートルでございます。白虎山公園は標高、平均10メートルから13メートルでございます。いずれの候補地も想定される津波の高さよりも高い標高を、今、有しております。

次に、建築時に想定される諸問題につきましては、統合中学校で活用できる既存施設、工事期間の短縮、学習環境に及ぼす影響について考慮いたしております。

押水中学校につきましては、武道館、クラブハウス、グラウンド暗渠排水の一部が統合中学校でも活用できます。志雄中学校につきましては、プールが統合中学校でも活用できます。押水、志雄両中学校ともに造成等では工事期間、造成経費は余りかからないと考えております。また、既存校での建設になるので、生徒への影響は少なからずあるものと考えております。

白虎山公園については、白虎山公園軽スポーツセンターが統合中学校でも活用できます。造成については、起伏がありまして、軟弱地盤の部分もあるため、敷地造成に多額の経費と時間及び周辺の影響に配慮を要することが求められております。そういうことで工事期間中の生徒への影響はないものと考えております。

次に、通学環境につきましては、スクールバスの利用者数を考慮しました。開校時のスクールバスの利用者は、押水中学校敷地に建設した場合に107名、約27%でございます。志雄中学校敷地に建設した場合には208名、約52%、白虎山公園に建設した場合は98名、約25%となる見込みであります。

以上のことを考慮した結果、3候補地の中で押水中学校敷地が適していると判断した次第であります。

次に、子ども達のことを考えた基準があるのかとの御質問であります。今ほどお答えしました項目が判断基準の基本であります。

次に、基本設計についての御質問であります。基本設計においては議員御指摘のとおり、中学校建設特別委員会視察で得られた意見や、学校教育現場の意見を踏まえた設計が重要であると考えております。

次に、プロポーザルについての御質問であります。プロポーザルとは議員も御承知のとおり、建設設計を委託する上で最も適した設計者を選ぶ方式であり、技術力や経験、プロジェクトに臨む体制などを含めたプロポーザルの提出を求めまして、公正に評価して設計者を決定するものであります。

統合中学校建設に係る設計業務におきましては、指名競争入札または指名型プロポーザル方式など、現在検討しているところであり、早急に決定してまいりたいというふうに考えております。

次に、統合中学校の建設は、外観重視より教育環境を重視し、子ども達が安全で安心して学習できる場との質問でございます。新しく建設する統合中学校は、生徒たちが学習しやすく、教師も教えやすい教育環境、そして何よりも校舎が明るく安全が図られる学校

施設にしていまいりたいと考えております。

次に、志雄地区のハブ施設である志雄中学校の跡地利用をどう考えているかとの御質問であります。志雄病院の敷地のうち、敷地、これ8,265平方メートルございます。このうちの半分以上を占めます駐車場用地が4,209平方メートルございます。この駐車場が現在借地であることから移転改築が適当ではないかと考えておりました、改めて議会と御相談させていただきたいと思っております。

次に、指定管理者制度の導入についての御質問でございます。

公の施設の管理に指定管理者制度を導入することにつきましては、本年3月に策定いたしました第2次行財政改革大綱の柱の一つであります。

先にも御案内のとおり、本町では合併後において町民の融和や地域間格差の解消を進めるため、サービスは高く、負担は低くの方針を持って施策を行ってきた結果、本町の財政状況は一層厳しいものになっております。これに対処しまして、財政の健全化と住民サービスの向上を図るために、町政全般にわたる点検と改革をさらに推進する第2次行財政改革大綱を定めたところであります。

その中で、公の施設の管理に指定管理者制度の導入は、町民サービスの向上や行政コストの抑制の観点から、欠くことができない取り組みであります。これまでの導入状況といたしましては、平成22年度に35地区の集落センターを当該集落に指定したことを皮切りに、本年度からは老人福祉センター「宝寿荘」や町民サッカー場、勤労青少年ホームにも導入いたしており、合わせて39カ所の施設に導入いたしております。

今後は、導入基本方針及び行財政改革大綱実施計画に基づいて、着実に進めてまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力を賜りたいと考えております。

また、導入状況を含めまして、情報公開が十分でないとの御指摘をいただきましたが、情報公開もまた第2次行財政改革大綱の柱の一つであります。日ごろより、行政情報は原則公開の方針のもとで、インターネット、ホームページや広報などを通じまして行っておるところでございますが、さらに工夫を重ねまして、わかりやすく新しい情報の提供に努めたいと考えております。御理解のほどお願いいたします。

なお、詳細につきましては担当の課長に説明させます。

次に、イノシシ対策についての御質問でございます。

被害防止対策として、電気柵の設置に対しての助成金の件と、猟友会の会員を増やす対策として金銭面も含めた支援ができないかとの御質問に対しまして、お答えをさせていた

だきます。

その他につきましては、所管課長から説明させますので、御了承願います。

まず、電気柵に対する助成金についてであります。農家みずからがみずからの農地を守るということが大原則でございます。しかしながら、議員御指摘のとおり中山間地域は過疎化、高齢化に加えまして、農作業の平野部での数倍の労力を要していることから、被害の拡大は地域を荒廃に追い込む可能性は十分ございます。

そこで、今のうちに最小限にとどめなければならないと考えておきまして、その最善策を関係者と協議したいと考えております。その中で電気柵の設置も有効な手段の一つであると認識しておりますので、地域を特定しまして試験的に実施できないか、検討してまいりたいというふうに考えております。

次に、猟友会の会員を増やす対策についてであります。町内の猟友会会員につきましては、全体的には高齢化が進んでおります。今後増加すると思われるイノシシを含めた有害鳥獣対策については、猟友会のみ被害防止対策を依頼するわけにはいかないと思っておりますが、猟友会の新規会員を増やすことも一つの方法であると考えております。

そこで、新規会員の加入促進についてはどのような方法が良いかを関係者の皆様とも相談しながら、その方策について検討してまいります。

今後は石川県、有害鳥獣対策協議会、猟友会、JAはくい、集落等と連携、協力による被害防止に努めてまいりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（北本俊一君） 副町長 中谷浩之君。

〔副町長 中谷浩之君 登壇〕

○副町長（中谷浩之君） 柴田議員の私の行財政改革推進本部長としての所信をお尋ねになられたことに対して答弁をさせていただきます。

行財政改革推進本部は、第2次行財政改革を全庁的に進めていくためのいわゆる実行部隊であります。行革大綱の趣旨である財政健全化と住民サービスの向上の実現に向けて、大きな役割を担っておると思っております。本年は第2次行政改革のスタートの年であり、私にとっても新たなスタートの年でもあります。

第2次行革の計画期間は5年間であり、実施計画はまだ緒についたばかりでございます。現段階ではその進捗度合いをはかることはできませんが、指定管理者制度の導入状況といたしましては、導入可能施設46施設中39施設について導入済みであり、その進捗度は約85%でありますので、おおむね順調に進んでいるものと判断いたしております。

終わりに当たり、行財政改革は我々行政にとりまして、景気や財政状況の良否にかかわらず、継続して取り組まなければならない永遠の課題でもあります。全庁的かつスピード感を持って取り組み、できるだけ早期に目標を達成したいと考えておりますが、行革は住民サービスに密接に係る繊細な面も持ち合わせておりますことから、時には慎重に進めなければならないものと考えております。

これらのことを配慮し、行財政改革推進本部長としての経験はまだ浅い私ではありますが、職員と一丸となって尽力していきたいと考えております。御理解と御協力をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（北本俊一君） 教育長 山下 茂君。

〔教育長 山下 茂君 登壇〕

○教育長（山下 茂君） 柴田議員の御質問にお答えします。

私たちの今回の説明は、統合中学校に通う生徒のことを考え、説明会を実施したものでありまして、統合問題やその場所の決定の説明に伺ったものではありません。また、7つの学校の説明は一貫して同じことを説明しておりますので、最初にこの点について御理解を願います。

志雄小学校に関しまして、私の説明により建設地が決まっているとの意識が強く働いた結果と申されましたが、建設候補地は3カ所であり、いずれの場所でもスクールバスは利用しなければならないと申し上げました。建設地や統合については、設置者の決定権でございます。私にはございませんので、そのようなことは申し上げたことはありません。また、褒められた内容ではなかったとのことですが、1人でも多くの方々に理解していただくために、一番多く時間をかけ丁寧に御説明した会場で参加された皆さんがそのような感じられたとすれば、誠に残念なことであります。なお、統合中学校に関する説明を求める方もおいでたのではないかと思います。

最後のほうに、統合中学校に係る再度の説明会が開催されるかとの御質問がございましたので、学校または各地区にお伺いし、諸条件についてお話を伺いたいと申し上げております。

保護者の理解が得られたかとのことですが、先ほど町長がお答えしたとおりでございます。なお、残りの会場における意見は諸条件を考え、統合せざるを得ない、教育環境を整備した学校を造ってほしいとの意見が多くありましたので、申し上げておきます。

最後に、的確な対応をとることではありますが、私は就任以来、本町の教育行政をあずかる者として子ども達の教育のために誠心誠意努力してまいりました。今後も子ども達が安全で安心して学べる学習の場や通学条件も含め、いかによりよい環境にするか、これらを検討するため、準備委員会等の設置を予定しております。PTA代表の方々をはじめ、関係各位の御意見を拝聴しながら取り組んでまいり所存でございますので、御支援と御協力をお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（北本俊一君） 総務課担当課長 松浦敏昭君。

〔総務課担当課長 松浦敏昭君 登壇〕

○総務課担当課長（松浦敏昭君） 柴田議員の御質問にお答えいたします。

私からは指定管理者制度の共通的事項についてお答えをさせていただきます。

まず、指定管理者制度に関する情報の不足についてでございますけれども、本町ではこれまでに、指定管理者制度の募集内容や選定結果などに関する記事を、ホームページや広報に掲載したことはございませんでした。その理由といたしましては、当該施設が従来より管理委託している集落センターや老人福祉センターなどであったことから、非公募による指定を行ったためでございます。

先日、議員より、指定管理者制度の導入の取り組みをより推進していくためには、制度、手続、今後の予定など積極的に情報公開すべきとの御指摘をいただき、早速ホームページに関連情報を掲載させていただいたところでございます。今後とも必要な情報を迅速かつわかりやすく追加更新し、内容を充実させていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、募集方法に提案型の応募も必要とでございますけれども、先に申し上げましたように、これまでは非公募型であったため、所管課と受託団体との間で協議を重ねたものを最終提案として、書類審査により決定いたしておりました。

しかしながら、前述の導入方針におきましては、公募型によるものなど、必要な案件につきましては面接審査を実施することといたしております。これは議員御指摘のように、応募者の考え方の確認や提案書についての質疑を行うことで、より公正な選定を行うために必要な方法でございます。

今後の実施に備え、他市町の事例を参考にするなど、面接審査に係る詳細を検討したいと考えております。

次に、平成24年度の導入予定施設についてでございます。

1点目の来年度導入予定施設につきましては、現段階では2件、3施設予定しております。1件目は、押水農村環境改善センター・産業センター「ネクサス」及び山村広場の2つの施設で、来年4月1日から実施、指定の期間は5年の予定でございます。

2件目は、温泉施設「古墳の湯」で、来年4月1日から実施、指定の期間は3年の予定でございます。

2点目の今月以降のスケジュールについてでございますけれども、現在は所管課において施設の指定管理に係る仕様書もしくは募集要項案の作成、精査を行っているところであります。近日中に内部検討委員会を経て9月下旬から約1カ月間余り公募を行いたいと考えております。

公募期間終了後は、面接審査により応募者の中から候補者を選定し、12月に開催予定の町議会定例会に指定議案を提出したいと考えております。

3点目の応募方法といたしましては、押水農村環境改善センターは非公募で、温泉施設「古墳の湯」は公募とする予定でございます。農村環境改善センターの指定管理者を非公募とする理由といたしましては、相手方に予定しております宝達志水町商工会は事務所が同センター内にあることから、センター及び山村広場の一体的な管理を日々行うことができることからでございます。

なお、南部保育所につきましては、現在、町社会福祉協議会を候補者として、運営計画などについて協議をいたしているところでございます。ただし、現行の保育システムが平成25年度から子ども・子育て新システムに大きく変わることが予定されておりますので、平成24年度からの実施は見送り、新しい保育システムの内容を見極めた上で指定管理者制度の導入を行いたいと考えております。

なお、町社会福祉協議会を指定管理者とすることにつきましては、同協議会は民間事業者として保護者ニーズに即した保育事業ができる柔軟性を有し、また福祉行政において町との連携が密であり、利益優先ではないことから、保護者の皆様が安心感を持っていただくことができることが主な理由でございます。

4点目の選定委員会の構成につきましては、委員長に副町長、副委員長に参事、委員には6名の課長を充てるほか、必要に応じて関係職員が加わることとなっております。

また、同委員会における公平性の確保につきましては、同委員会では申請者から提出された事業計画書をもとに、指定管理者によるサービスの提供が効果的、効率的かつ安定

的に行われるかを多角的、総合的に評価し、選定することといたしております。

さらに、委員が応募団体と利害関係にある場合には、当該団体に係る案件の評価、選定にはかかわらせないことといたしております。

私のほうからは以上でございます。

○議長（北本俊一君） 住民課長 羽多良英君。

〔住民課長 羽多良英君 登壇〕

○住民課長（羽多良英君） 柴田議員の御質問にお答えします。

私のほうからは、南部保育所の指定管理に係る3点の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の南部保育所に指定管理制度を導入する理由についてであります。

平成25年度から実施予定の子ども・子育て新システムの中で保育所の運営に社会福祉法人、株式会社、NPOなどの法人が参入することを促進していることから、その新システムの実施を踏まえながら、保育所の民営化を念頭に置いて指定管理制度の導入であります。

次に、メリットにつきましては、民間の自由な発想による特色ある保育の実施や民間のノウハウによる運営経費の削減など、効率的で効果的な保育所運営が見込めることであります。

なお、指定管理者制度導入の波及効果といたしましては、まずは南部保育所の指定管理者制度での運営状況を踏まえた後、町社会福祉協議会による保育所運営の効果が検証できましたならば、南部保育所を手始めに、他の整備事業が終わった保育所についても町社会福祉協議会へ移管し、民営化を図りたいと考えております。

2点目の保育サービスの水準確保や事業の継続性の検証につきましては、指定管理においても他の保育所と同等以上の保育サービスを提供するために、町として保護者の意見等も取り入れながら適切な保育が行われているか、常に指導、監督するとともに、保育所間あるいは保育士同士での情報交換の場を設けるなどして、安定した保育所運営が継続されるよう努力してまいりたいと考えております。

3点目の指定管理制度の導入に伴う職員の労働条件や処遇についてであります。

指定管理の場合、原則そこで働く保育士などは町社会福祉協議会の職員であり、労働条件などは町社会福祉協議会の規定によらなければならないところではありますが、町の労働条件や処遇などについて情報提供するなどして、側面的ではありますが、可能な範囲で安定雇用に協力したいと考えております。

以上でございます。

○議長（北本俊一君） 産業振興課長 近岡和良君。

〔産業振興課長 近岡和良君 登壇〕

○産業振興課長（近岡和良君） 最初に、柴田議員の古墳の湯の指定管理についての御質問にお答えをいたします。

1点目の古墳の湯を民間譲渡と検討していたのを指定管理者へと変更したのはなぜかということでございますが、第2次行財政改革大綱の中で民間譲渡として検討していくという方向性は変わってはいません。その取り組む時期といたしましては、第2次行革大綱の実施計画期間の後半を考えております。それまでの間は、民間事業者などが有するノウハウを活用することで、住民サービスの質の向上や経費の削減などの観点から、指定管理者制度を活用したいと考えているところでございます。そこで、今後はその運営状況等を検証する中で、将来的に町が真に運営すべき公共施設であるかを念頭に、民間譲渡を検討したいと考えております。

2点目の古墳の湯の指定管理者の募集は、提案型にすべきではないかということでございますが、候補者の選定に当たりましては、宝達志水町指定管理者候補選定委員会において、申請書類及び申請者への面接審査の中でプレゼンテーションによる選考を考えております。募集要項の選定基準の中でも、サービスの向上、地域住民の交流拠点としての活用策、経費の削減などを条件として選定することを明記することといたしております。募集期間は9月下旬から10月末までの約1カ月以上の期間を予定しております。その期間の中で保養と健康増進、福祉の向上及び余暇活動の場の提供など、本来の設置目的に沿った町民のためになる提案を考えていただくこととなります。また、施設の視察や現地説明会も実施し、円滑な候補者選定を実施してまいりたいと考えております。

3点目の町の責任分担の明確化についてですが、他の市町の先行事例などを視察いたしております。それを参考に仕様書の中でリスク分担表というものを作成しまして、責任分担を明確にしております。また、リスク分担は十数項目にわたり作成することにしておりますが、それに疑義が生じた場合はその都度協議をする上、決定することにいたしております。

4点目の波及効果と収支改善についてですが、御承知のとおり指定管理者制度を導入する目的は、住民サービスの向上が最優先であるということはいまでもありません。特にこの古墳の湯という施設は、まさしくこの目的に合致したものでなければなりません。加えて地域間交流の拠点施設として活用する場もあります。このような目的達成のために

も、提案型の応募方法により、指定管理者を選定したいと考えており、指定管理者がこれまで町が持ち合わせていなかったアイデアによる集客や民間ならではの経営手法を活用し、効率的な管理運営による経費の削減も期待しているところであります。

そこで、申請者のプレゼンテーションにおいてどのような提案が住民のためになるのか、また収支改善できるのかを見極めることで財政面への波及効果もこれまで以上に見込まれると思われまます。

なお、効果額につきましては、プレゼンテーションにおける収支計画書の中で示されるものでありますが、できる限り民間事業者のノウハウを発揮され、利用料等収入の範囲内で経営していただくような収支改善に努めていただくことを期待しております。

次に、イノシシ対策についての御質問にお答えいたします。

1点目の本町の被害状況は昨年と比べてどれくらい増えたのかという御質問でございますが、昨年は2集落、約33アール、今年は現在のところ3集落、約28アールの被害報告を受けており、水稲、穀物などが被害を受けております。

また、来年度以降どのように推移するのかという御質問でございますが、被害報告を受けた集落は2、3集落と少のうございますが、出没した箇所は、今年に入ってから12集落と増えております。この状況を考えますと、増加傾向にあると思われまます。

また、生息数はどのくらいなのかということでございますが、イノシシに関しては現時点で生息数を推定する実用的な方法はございませんが、出没した箇所数から推測するところでは、相当数が生息すると考えられております。

次に、平成20年度から23年度のわなと銃器による捕獲数が、計画に対してどのような結果であったかという御質問でございますが、羽咋郡市鳥獣被害防止計画では、各年度5頭の捕獲を計画しておりましたが、残念ながら捕獲数はゼロでございました。

2点目のイノシシによる農作物被害防止対策について、町としてどのような施策を講じているのかという御質問ですが、イノシシを捕獲するという対策では、発見された箇所などに檻を設置し、捕獲に努めてきました。また、イノシシは非常に学習能力が高い動物でありまして、檻を設置しておくだけでも警戒するとも言われており、この檻の設置行為が被害防止対策になっているとも考えられております。

また、捕獲以外の対策では、専門的な知識や経験を有する鳥獣被害防止アドバイザーが、地域における被害対策に対して助言等を行ったり、被害を受けている集落において選任しました鳥獣害対策リーダーを対象に研修会を開催し、集落ぐるみの取り組み体制の構築を

図っております。

さらには、今年度、石川県では、町、農家、猟友会などと協力し、被害防止対策チームが設置されております。この被害防止対策チームからは、各地域に生息しているイノシシの行動特性やこれまで実施してきました対策などを点検し、地域の実情に応じた効果的な対策を指導していただいているところでございます。

また、被害防止対策については、集落全体で取り組む体制が必要ではないかということでございますが、農家が個々に捕獲の箱わなや防護柵を設置しておられますが、隣接した農地に被害を及ぼすことから、被害防止対策にはならず、やはり地域全体で取り組まなければ効果がないと考えております。

3点目の国、県からの予算の使い道と効果についてであります。この予算につきましては、直接、羽咋郡市有害鳥獣対策協議会で受け入れをしているもので、使い道については捕獲檻の購入や生息環境調査などに使われております。効果につきましては、檻による捕獲実績はないものの、それを設置することでの出没予防、またソフト事業としてパトロールを実施することで被害防止予防効果があると思われま。

4点目の町独自の鳥獣被害防止計画の策定についてであります。本町では、鳥獣被害防止特別措置法に定める計画を、平成25年度までの計画期間で、既に羽咋郡市1市2町の広域計画として策定しておりますので、その法律に基づく町独自の計画はできないものであります。しかし、広域の計画の中では、目標数値や取り組み方針などが計画されておりますので、その計画の範囲内で運用とか指針という形で本町の実情に合ったもので、今後考えていきたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくをお願いいたします。

私のほうからは以上でございます。

○議長（北本俊一君） 申し上げておきます。質問される方、また答弁される方はわかりやすく端的に簡潔にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

4番 柴田 捷君。

〔4番 柴田 捷君 登壇〕

○4番（柴田 捷君） 今ほどいろいろ御答弁いただきましたけれども、この中で何点かどうしてもお聞きしたいことがございます。まず第1点は、中学校の建設問題であります。

御案内のとおり、志雄小学校校下では、子ども達の通学距離はすべて5キロを超えてまいります。多いところでは12キロにもなります。大半の集落では10キロ近くになってまいります。このことによって、徒歩や自転車では到底通学は困難でございます。スクールバ

スで対応するということではございますけれども、必ずしもスクールバスですべてが解決できるわけではございません。御案内のとおり、土曜日、休日等の部活動をはじめ、多くのものでそういう事情が出てまいります。そうなりますと、どうしても子ども達や保護者に負担がかかってまいります。そして今、対象になる子ども達が親になり、そして子どもになったときに、またこの状態が出てまいります。町が存続する限りは、こういう負担が続いてまいります。そのことをぜひ御理解をいただき、将来にも禍根の残さないような建設と学校のつくりをつくっていただきたい、このことを強くお願いをしたいと思います。

そして、もう1点は、先日、8月の末だと思っておりますけれども、志雄小学校PTAから、前回のPTA説明会でのことについてアンケートをとった、その結果の教育長に対する申し出が私どもの手元に届いております。この中に書かれておることについては、私からは申し上げませんが、教育長にぜひお願いをしたいのは、PTA説明会での不信感の解消と保護者に御理解をいただけるような取り組みをどのようにされるのかをお聞きしたいと思います。

次に、指定管理者制度についてでございますが、副町長は、実質遅れていない、このようにおっしゃったかと思いますが、先ほどの南部保育所の件でございますが、少なくとも2次大綱は今年の3月の議会に提案された中身でございます。そうであれば、25年度から子どもや子育て支援の事業が動くから24年度はできないんだ、このこと自体があくまでも不自然じゃございませんか。大綱が示された時点にもう既に決まっておったことじゃないですか、25年からの話は。にもかかわらず、24年度は先送りするということがどうしても理解ができません。このことについても明確な回答をお願いしたいと思います。

そして、保育所の指定管理の中で一番大切なことは、中に働いている方々の労働問題、特に保育所の多くの方が臨時雇で現在も来ております。その方々の処遇改善についても重要な問題であるということをご理解をいただきたい、このように思います。

最後に、イノシシ対策の話がございました。集落ぐるみで対策をとっていると言われましたけれども、具体的にどこがされておるのでしょうか。私の耳にはそのようなことは入っておりません。やはり効果のある施策を被害の少ないうちにきちっとやって、そして先進地のやっていること、県がどういう方針で今臨んでいるのかということも十分勉強していただいて、今後の対策を期待しております。イノシシ対策については私からは答弁は要りません。指定管理者と中学校問題についての答弁をお願いします。

以上でございます。

○議長（北本俊一君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 柴田議員の再質問についてお答えいたします。

通学対策ということになるかと思えますけれども、今後設置が予定されます準備委員会でPTAの役員の方々も含めて、関係者の方に寄っていただいて、十分満足のいただけるような方向で決めていただければなというふうに思っております。

やはり皆さんが協力していかなければならないと、どうしても前に進まないというような状況になりますので、できるだけ早い時期にその方向でまとめさせていただきたいなというふうに思っております。

○議長（北本俊一君） 教育長 山下 茂君。

〔教育長 山下 茂君 登壇〕

○教育長（山下 茂君） 再質問の件についてでございます。

今ほど町長からお答えのあったとおりでございますが、実はこの前の説明会では、スクールバス、土日運行、それから負担等、どういうふうな形になるのかの御意見をお伺いするために説明会を開催したものでございまして、そういう新しい統合中学に関するいろいろな御意見は他の学校からもいただいております。例えば小学校5年生は統合中学校の3年になると、そうすると来年度、これから後、それを踏まえたいろいろな条件を整備してほしいという要望等もございます。私どもでできる範囲の条件で、私どもは検討してまいりたいと思っておりますし、保護者の御理解とまたいろいろな意見を伺いたいというふうに考えておりますので、御理解願います。

以上でございます。

○議長（北本俊一君） 住民課長 羽多良英君。

〔住民課長 羽多良英君 登壇〕

○住民課長（羽多良英君） 柴田議員の再質問の件でございます。

先ほど言いましたけれども、南部保育所の指定管理の件ですけれども、25年から新システムの子ども・子育て、それが変わってくるということなんですけれども、それにつきましては、現在細かい部分、今の23年、入って以降に逐次国のほうから書類が回ってきておりますので、この大綱をつくる段階ではまだそういうものが町のほうへおりておりませんでしたので、その段階では回答というか、町のほうからの第2次行革の中では南部保育所

の指定管理というものは入れてありました。今後、これから国自体が1つずつ変わってくると、方針がまだ決まっていないので、大変申しわけありませんけれども、今の段階では答弁はこれまでということをお願いします。

○議長（北本俊一君） 4番 柴田 捷君。

〔4番 柴田 捷君 登壇〕

○4番（柴田 捷君） もう1点、私、処遇改善の件で臨時職員の方の件をお聞きしましたけれども、その件はどうなりますか。

○議長（北本俊一君） 参事 北山茂夫君。

〔参事 北山茂夫君 登壇〕

○参事（北山茂夫君） それでは、柴田議員の御質問にお答えします。

今の臨時職員に現在、保育所の職員をしておりますけれども、先ほどお話に出ておりますが、25年度に向けて社協の職員ということになりますと、それに合ったような処遇改善はしたいというふうに考えております。ただ、あくまで現在、これも未定の話ですので、それが決まった時点でそれも含めて考えていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（北本俊一君） 一般質問の途中ですが、昼食のため暫時休憩をいたします。

なお、再開は1時15分から会議を開きますので、よろしく願いいたします。

午後12時12分休憩

午後1時15分再開

○議長（北本俊一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

2番 久保喜六君。

〔2番 久保喜六君 登壇〕

○2番（久保喜六君） 久保喜六でございます。

午前中に引き続き、たくさんの傍聴の方がおられまして少々緊張しておりますが、お聞き苦しい点があるかもしれませんが、御了承ください。

今回私は、大まかに統合中学校建設についてと、中学校の武道必修科目についてと、保育園サーベイランスについて質問させていただきます。

中学校統合建設についての質問ですが、午前中、柴田議員と内容が重複しているようであれば、答弁は結構でございます。

私も保育園と小学校に通う子どもの父親でございます。今回の統合中学校建設に関しては、一保護者という立場でもあり、本町が開催した説明会にも参加をさせていただきました。ここでPTA保護者の方に配布された資料についてお聞きします。

この資料の中にスクールバス運行案が記載されていたかと思います。内容については、各地区を回り、子ども達を乗せ学校に向かうものでした。この現行案では、バスに乗ってから学校に着くまでに最長時間が1時間という例がありました。最初の地区から乗った児童が学校に着くまでに1時間です。通学は毎日です。

先ほどからの午前中の答弁を聞いておりますと、子どものことを考えという言葉が多く出てきました。本当に保護者に統合中学校の理解を求める説明会の資料としては、余りにも配慮が欠けていると思わないでしょうか。あくまで案と言われてしまえばそれまでですが、乗車時間は、どこの地区から乗っても最長30分以内にし、大型車による大量輸送ではなく、小回りのきいたきめ細かな運行、また遠距離通学に伴う通学支援について、距離感を感じさせない体制が重要と私は思いますが、どのようにお考えでしょうか。児童、保護者の負担軽減対策はどのように考えておられるか、具体的にお聞かせ願います。

次に、先ほど柴田議員の再質問で答弁がなかったかと思いますので、再度聞かせてください。志雄小学校PTAの今回の統合中学校建設の説明を受け、後日、志雄小学校に通う児童、保護者に対して、統合中学校に関してアンケートの調査が行われました。その結果をまとめ、8月30日に教育長に申し入れがされたと思います。この申し入れを受け、どのように感じられたのでしょうか。また、申し出内容とその対応策をお聞かせください。あわせてアンケートの結果をどのように感じているのか、町長、教育長、お聞かせください。

次に、今回の説明会は本町2つの中学校、5つの小学校を対象に行われたと思います。現在、保育所に通っている子どもの保護者の方には説明会は行われなかったと思いますが、なぜ行われなかったのかをお聞きします。

また、今後、保育所に通っている子どもの保護者に対して説明会を開催する予定はあるのかお聞きします。

中学校に関しては次の質問が最後になります。

説明会で配られた資料の中に統合準備委員会（仮称）というものがありません。この統合準備委員会は、PTA、学校関係者による委員会を立ち上げ具体的な検討云々とありますが、構成メンバーは具体的に学校関係者何人ほど、PTA何人ほどをお考えなのかお聞きしたいと思います。

P T Aに関しては各小学校何人ほどか、また、この委員会で検討されることは具体的にどうということかお聞かせください。

委員会によって検討事項の効力も、できればお聞かせください。これは学校名、校章、制服、その他もろもろのことが書いてあったと思いますけれども、委員会で決められたことがどの程度効力があるのかというようなことも、ちょっとお聞きしたいということです。

そして、この委員会は公開か非公開か、これは検討事項の公開も含めます。それも一緒にお聞かせください。

なぜこのことをあえて聞くかという、この統合中学校建設について、住民、P T Aの方が知らなかったと、説明会をしたときにそんなこと知らなかったという意見が大変多かったと思います。広報のやり方等も含め、町民にわかりやすい情報公開を望みます。

これで一応統合中学に関する質問は終わりです。

続きまして、中学校の武道必修についてお聞きします。

文部科学省では、平成20年3月28日に中学校学習指導要領の改訂を告示し、新学習指導要領では、中学校保健体育において武道が必修科目になっています。来年の4月から本町の中学校も導入と思いますが、新学習指導要領には、武道の選択に剣道、柔道、相撲とあります。本町では、選択に当たって現在どのようにお考えかお聞きします。

また、新聞報道等であった未熟な指導者のため事故が起こっていることを踏まえ、武道の指導者についてはどのようにお考えかもお聞かせください。

武道が必修科目になることで保護者の負担はどれくらいあるのかと、現在、中学校2年生、来年3年生への対応はどのようにお考えかもお聞かせください。

最後の質問になりますが、保育園サーベイランスについてお聞かせください。

あまり聞きなれない言葉だと思いますが、国立感染症研究所が開発した保育園欠席者・発症者情報システム、略して保育園サーベイランスというもので、各保育園がそれぞれの欠席者数や症状、感染者の数などを入力すれば行政や保育園、園医など関係者間にリアルに情報を共有でき、感染症の広がりを地図などで確認、未然に蔓延の防止につながれるというものです。また、このシステムは無料で、自治体にとっては費用対効果が大きいと思います。

県内では金沢市が導入をしていると聞いております。保育園は体力もまだ十分ではない乳幼児が、毎日長時間にわたって集団生活をしているところであり、インフルエンザ、ノロウイルス感染症、水疱瘡など、いろいろな感染症が日常的に集団発生を繰り返している

と言っても過言ではないと思います。保育の現場は日々感染症との戦いの場でもあり、関係者の方々の御苦勞は大変なものだろうと思います。

このことを踏まえて、本町でも導入の検討をしてみたいはいかがでしょうか。町長、関係課長の御意見をお聞きしたいと思います。

以上でございます。

○議長（北本俊一君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 久保議員の御質問にお答えいたします。

まず、統合中学校の建設に伴う課題の取り組みにつきましては、保護者あるいは関係者の皆様方の御意見を伺いながら、適切に進めてまいりたいというふうに考えております。

詳細につきましては、教育長及び所管課長から御説明させますので、御了承を願いたいと思います。

次に、保育園欠席者・発症者情報システム、保育園サーベイランスは、このシステムを導入している保育園などが、インフルエンザや胃腸炎などの感染情報をインターネットで共有し、早期に流行の拡大防止に取り組めるということとシステムの導入が無料で、新たな機器の設置が不要であるということで、大変興味のあるシステムだと思っております。

そういうことで、詳細につきましてはまだ十分把握しておりませんが、近隣市町の感染情報を得るといこととなれば、少なくとも近隣市町の保育所などもシステムの導入が必要であるというふうに考えておりますので、その辺の情報もまた聴取してまいりたいというふうに考えております。

また、学校向けの同様のシステムもあると聞いておりますけれども、これも含めまして、まずは県内や近隣市町の動向を伺いながら、システムの導入について関係各課で検討してまいりたいというふうに考えております。御了承のほどよろしく願いいたします。

私からは以上でございます。

○議長（北本俊一君） 教育長 山下 茂君。

〔教育長 山下 茂君 登壇〕

○教育長（山下 茂君） 久保議員の御質問にお答えします。

志雄小学校PTAのアンケート申し入れの感想、及びその内容とその対応についての御質問であります。志雄小学校PTAが独自に実施したアンケートであり、今後の準備作業に向けて活かさせていただきたいと考えております。

次に、アンケート結果をどのように感じておられるかとの質問でございますが、建設場所については白虎山公園が67%と最も多くあり、制服に関すること、スクールバスに関する事など、多岐にわたる内容がアンケート用紙にいっぱい書かれており、学校に対する熱い思いが伝わりました。

残りの部分については課長のほうから答弁させますので、よろしく願いいたします。

次に、中学校の武道の選択についての御質問であります。中学校における新学習指導要領では、平成24年度から体育の分野において、武道も履修科目の1種目として必修となりました。

議員御指摘のとおり、この柔道、剣道、相撲3種目の中から1年生及び2年生は1種目を履修することになっております。その中で7月上旬でしたか、柔道の指導者の事故の問題がございました。そういう点を加味し、本町では生徒の安全性、それから指導者の確保の観点から、押水、志雄両中学校において剣道を選択することといたしております。

また、中学2年生、次の3年生についての御質問でございますが、球技または武道の中から1つ以上を選択して履修することになっておりますので、3年生につきましては球技を選択することといたしております。

なお、剣道を履修するに当たっての保護者の負担については、竹刀、手袋、つまり小手の部分その手袋、手ぬぐい等で約3,000円を見込んでおります。その他の防具等につきましては、町で負担できるように子どもも検討してまいりたいと思いますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（北本俊一君） 学校教育課長 田村淳一君。

〔学校教育課長 田村淳一君 登壇〕

○学校教育課長（田村淳一君） 久保議員の御質問にお答えをいたします。

先般のPTA説明会に提示いたしましたスクールバス運行案についての御質問でございますが、大まかな運行例として、今後のたたき台として提示したものでございます。

登校時間が決まっている中で、スクールバスでの通学生徒の乗車時間については、バスの台数を増やすことにより短縮が図られるものと考えておりますが、細かな運行計画については、（仮称）統合準備委員会や保護者への説明会を通して今後詰めてまいりたいと考えております。

乗車時間につきましては、一つの目安として30分前後になるのかなど、このように考え

ておりますが、効率的な運行により、保護者の負担軽減についても今後検討してまいりたいと考えております。

次に、説明会を再度開催するののかとの御質問でございますが、今答弁させていただいた中で、統合中学校開校までに保護者の皆様に説明をしていかなければならないスクールバスに関する事、制服及び体操服、カバンの選定などがございます。特に2、3年生の女子の制服の取り扱い及びPTA組織とその運営方針について、説明会を開いて御相談を申し上げていく必要があると考えております。その説明会においては、保育所の保護者の皆様にも御案内し、御相談させていただきたいと考えております。

次に、建設場所について、子どものことを考えた結果、現押水中学校になった理由についての御質問でございますが、教育環境を考え、屋外運動場において400メートルトラックを確保でき、また野球スペースも確保できる施設全体の利用を安全に行える場所として最適と思われました。

次に、保育所の保護者に対する説明は、また今後説明会はあるのかとの御質問でございますが、統合中学校建設に係る説明は、小・中学校の保護者の皆様に対して説明会を開くことが優先でございました。地区懇談会の席上におきましても、PTAに対する説明会を開催する旨御案内し、小・中学校の保護者の皆様に説明をまいりました。

保育所の保護者の皆様には説明が行き届かず大変申しわけなく思っておりますが、先ほど申し上げましたスクールバス、制服等の相談時には御案内をいたしたいと考えております。

次に、統合準備委員会の構成人数についての御質問であります。

中学校代表2名、PTA代表21名、7学校がございまして会長、副会長、母親代表に出席いただきたいと思いますと考えております。あと見識者若干名、約25名程度の委員を想定いたしております。

次に、委員会で検討されることは何かとの御質問であります。先ほど重複いたしますが、制服、体操服、通学用靴、内履き、外履き、カバン類、通学路、スクールバスの運行形態及び範囲、PTA組織とその運営、開校、閉校に係る式典等が主なものでございます。

なお、校名、校章につきましては、(仮称)統合準備委員会で選定方法について御相談してまいりたいと、このように考えております。

また、必要に応じまして部会を設けて取り組みたいと考えております。その効力はとい

うことですが、基本的には尊重してまいりたいと、このように考えております。
会議は原則公開として開いていきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（北本俊一君） 次に、12番 小島昌治君。

〔12番 小島昌治君 登壇〕

○12番（小島昌治君） 私は日本共産党宝達志水町議会を代表して、以下5点について一般質問いたします。

質問の第1は、災害から町民をどう守るかという問題であります。

まず津波対策です。郷土史研究者などから指摘されていた能登半島での過去の津波の被害が明らかになりつつあることが地元新聞で報道されておりました。18世紀、19世紀には山形沖を震源地とする地震によって、輪島や加賀には8メートルという高さの津波が押し寄せたことが記録されているそうであります。残念ながら、輪島と加賀の中間にある我が宝達志水町での津波の高さや被害についての詳細な記録はまだ見つけられておりません。また、今は地震の活動期と言われている時期であります。能登半島西方沖をはじめとする幾つかの日本海の活断層による津波が町の沿岸部の保育所及び小・中学校及び沿岸地域、区にどのような影響を及ぼすのか、そして、どう対策を考えればいいのかをお聞きいたします。これは現在、今、各区が作ろうとしている自主防災組織の防災計画や避難訓練などにも大きな影響を及ぼしますので、明確にお答えいただきますことをお願いするものです。

次に、志賀原発の災害による放射線から幼児や児童・生徒の安全を緊急に確保する対策についてお聞きいたします。

特に放射性ヨウ素からの被曝から子ども達の甲状腺を守る対策をどうとるのかということとあります。実は3月11日の東京電力福島第一原発事故によって、福島県の子どもの約半数が放射性ヨウ素に被曝したということが8月の政府の調査で明らかになりました。放射性ヨウ素は、施設を破壊してしまうほどの事故が起こったとき、気化して大気中に広範囲に拡散し、風に乗って飛び散ります。この放射性ヨウ素は人間の甲状腺にたまり、しかも大人でなく、子ども達に大きな影響を及ぼします。ですから、原発事故が起こったら、一刻も早く子ども達が放射能を持たないヨウ素を飲んで、甲状腺をこれ以上ヨウ素が入ることができない状態にしていくことが放射性ヨウ素を体内に取り入れらない予防策であります。そのために子ども達がかかわるあらゆるところにヨウ素剤を備えておくことが大事であります。宝達志水町には、ヨウ素剤はどこに備わっていますか。

お隣の羽咋市ではどうでしょう、お聞きするものであります。

また、原発災害からの回避という点で、志賀原発から20キロしか離れていない我が町が北陸電力との安全協定を結ぶ必要があるのではないのでしょうか。この安全協定は県と志賀町と北電の3者によって結ばれておりますが、その協定書を読みますと、安全協定を結ぶことに参加させてほしいという市町村からの要望があれば、この3者で協議するという内容になっています。東京電力福島第一原発から100キロ以上も離れたところの牧草を食べた牛が問題になっています。

町長は、原発安全協定書に従い安全協定に参加させてもらうよう働きかけるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

次に、台風や長雨などによる土砂災害から町民を守る対策についてお聞きします。

現在、宝達志水町で町民の生命または身体に危害が生じるおそれのある土砂災害警戒区域及び建物をも損壊させ、町民の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれのある土砂災害特別警戒区域に指定されたところは、それぞれ何カ所あるのかお聞かせください。

そして、そんな危険なところに住んでおられる方は、それぞれ町民の方々何人おられるのかお聞きします。

次に、第2次行財政改革大綱で平成24年度に指定管理委託され、26年度からは完全な民営化が行われようとしている保育所の問題について、町の認識をお聞きするものであります。

午前中からもこの問題の質問があり答弁がありましたように、今出てきている保育所の民営化という問題は、国が行おうとしている子ども・子育て新システムから導き出されていることが重要であります。この新システムの間取りまとめ案が、この7月にやっも行われました。この新システムは多くの問題点を抱えています。

例えば、これまでは町内に保育が欠けている幼児がいたら、その子の父母が保育料金を払うことができようができませんが、町は探し出してでも保育所に入所させる、町はそんな義務を負っています。それを新システムでは、保育所への入所を父母と保育所の契約方式にしてしまっ、町の保育実施責任をなくするというをやろうとしているのであります。そして町は、その子がどれだけの保育の必要度があるかだけを認定する、そういう役割です。

また、必要度に応じた利用による多様な保育時間を設けると、この新システムでは言われています。これによって、子どもが保育所にいるときといないときが一人一人ばらばら、

発達には集団で身につくと言われていますが、集団的な保育が困難になる。また企業の参入が可能となり、保育の営利化が行われ、保育料金のこれまでの所得に応じた応能負担から、所得など構わない応益負担へと変わろうというのであります。

大事な宝達志水町の子ども達をこんな制度の中に押し込めたら、どんな子ができるか未恐ろしくなります。さてこの認識、間違っていますか、住民課長にお聞きします。

町長にお聞きするのは、町の幼い子ども達が新システムの中で、これまでどおりの保育サービスを受けることができないと思います。そして、できないならばせめて保育所を町が直営で、営利企業にゆだねないで、最大限の保育サービスの維持に向けた努力をするべきではないでしょうか。民営化をやめるべきだと思いますが、町長の答弁を求めます。

次に、合併振興基金についてお聞きします。

町は町民が苦しいときに福祉や暮らしの予算をこれまで削って、ため込んできた合併振興基金、この積立額が今年度末で、いわゆる貯金ですね、11億3,000万円になります。町民の安全と健康を守る予算に使いたいところですが、これを土地開発公社が無謀とも思える土地取得を行って作った借入金の返済に充てようと計画しているのは確かでしょうか、財政課長にお聞きします。

土地開発公社の一番の借入金は、免田用地の約13億円余です。当時、旧押水町議会の賛成多数で、賛成多数というのは反対があったということです。賛成多数で押水町が債務保証をすることになり、それが宝達志水町に引き継がれましたから、返済責任は宝達志水町にもあるのも確かであります。しかし、第一の返済責任は土地開発公社にあります。特に免田用地を約10億円で進出予定企業に売却したのに、同じその土地を12億円で買い戻すという、当時の土地開発公社の理事会、役員会に法的、動議的責任はあるはずですが、同時に債務保証を同意した当時の多くの町会議員も責任から逃れることはできないのではないのでしょうか。

土地開発公社は公有地拡大推進法、こういう法律に基づいて成立されました。その法第10条は、地方公共団体は地域の秩序ある整備を図るために必要な公有地となるべき土地などの取得及び造成、これを行わせるために土地開発公社を設立できるとあります。しかし、免田用地は、買い戻し以後は開発の目的もカメレオンのように変わり、それどころか開発のための整備もされていない、造成もされていない土地です。買い戻した意味が、いまだずっと謎のままにされている土地であります。公有地拡大推進法、いわゆる公拡法に抵触しているのではないのでしょうか。この免田用地がなかったら、どれだけ住民の福祉や暮ら

しを守る取り組みができたでしょう。中学校の統合の問題も出てこなかったのではないのでしょうか。

さて町長にお聞きしますが、目的もなく免田用地を買い戻したがために、今の町民に大きな迷惑をかけています。かかわった当時の旧押水町の土地開発公社の理事会、役員会に賠償請求などを行うお気持ちがあるのかどうかお聞きしたい。また、買戻しに同意した土地開発公社の理事会や役員会の議事録や役員名の公表、同時に債務保証を了承した当時の旧押水町議会の議員の名前の公表をすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

次に、中学校建設についてお聞きします。

第1は、町民の合意の問題についてであります。

先ごろ町長は、町政懇談会や小・中学校などのPTAとの懇談会を持たれたということであります。私は非常に良いことだと思っておりますが、この懇談会を悪用するやり方がとられていたならば善処するべきだと考えます。つまり町政懇談会、PTAとの懇談会が中学校の統合中学校建設場所を押水中学校の敷地とするということ、最初から決められていた結論を押しつける手段とされていたのではないかという声が町民の中にあるからであります。これを町長が否定する明確な方法は1つだけです。

先ごろ町長が行った各種の町政懇談会の場で押水中学校敷地に統合中学校を建設するという説明がされ、懇談会に参加されていた皆さんがそれに同意したということだけですが、いかがですか。場所の同意はあったのですか。

先ほど柴田議員からも質問がありました。久保議員からも質問がありました。町長はずっとこれまで、町民の同意を取りつけるために一生懸命だと、そう言っていたはずですが。そういう答弁を前提にして答弁を求めるものであります。

中学校を統合するかどうか、統合するとしたらどこに建設するべきか、これは非常に重要な問題なんです。これまでも、この場所から再三にわたって指摘してきました。合併したある町が、学校を統合させたら人の流れを大きく変えて、統合した学校の近くに若い人たちがどんどん出ていく、そこに家を建てる。学校がなくなったところでは若い人がいなくなり、家の前の雪どかしもできなくなった、町内での雪どかしもできなくなった、商店が消えてしまったという例を紹介しております。

統合問題を教育問題だけに矮小化できないんです。宝達志水町というまちづくり全体の問題、つまりすべての町民に中学校統合問題というのはかかわりがあると指摘してきたつもりであります。ところが渡された資料では、まちづくりという視点を考慮した形跡がど

こにも感じられない。逆の言い方をすれば、押水中学校の敷地に統合するために懇談会を開催し、場所の決定の理由も都合のいいものを二つ、三つ選んだという印象であります。もし町長が本当に町民の力をかりて町の難局を乗り越えていこう、まちづくりをやろうという意思かおありなら、統合するかどうかも含めて、そして統合するなら場所をどこにするかを町民に聞くことが地方自治法にも民主主義の原則にも沿うものだと考えますが、いかがでしょうか。

具体的には住民投票条例を、せつかくある住民投票条例を発動するべきだと思いますが、いかがでしょうか。

最後に、介護保険法の改正に伴う来年度、平成24年度からの第5期介護保険制度の介護保険事業計画についてお聞きします。

先の国会で改正された介護保険法の中心は、第1に高齢者の方々をサービスつき高齢者住宅に住まわせるように誘導して、介護サービスを外づけする方針が出されたということです。具体的には、定期的な巡回訪問を訪問介護と訪問看護が行い、24時間対応の定期巡回・臨時対応サービスが新設されたことであります。しかし、これが1回の訪問時間を十数分としていますから、サービス内容も最低限度のことしかできません。第2には、介護予防、日常生活支援事業が創設されたことであります。つまり現在、介護認定で要支援と認定された方々が、従来の介護保険サービスを取り上げられて、有償のボランティアなどが行う安上がりな総合サービスに置きかえられる危険があります。そして、これを市町村の判断で行うというのですから、ひどい話であります。

これをするかどうかは自治体の判断とされています。こうやって介護施設の整備を行わず、介護の責任を自治体に担わせる、無責任で安価な有償ボランティアに頼るなど、介護にかかる国の支出を大幅削減することだけが今度の改定の狙いです。総合事業になればサービスが供給できるかどうかわからない、こう心配するある自治体関係者もおられます。そういった意味では、以前指摘しましたように小規模多機能型の施設建設と、それを利用した居宅介護を充実させていくことが緊急に求められていると思います。

さて、健康福祉課長は御存じだと思いますが、あえてお聞きしますが、現在、介護保険サービスを受けておられる町の要支援、要介護の高齢者の方々が、来年度になっても、望めば今年と同じサービスを受けることができますか。できないならば、どうしようとされているかお聞かせください。

次に介護保険料についてお聞きします。現在、介護保険料、この何年間にもわたって

め込まれて、介護保険料が高かったためにため込まれて、介護保険の基金が作られています。この基金を利用して、高齢者の方々の保険料の値上げを抑えることが重要だと考えますが、いかがでしょうか。

町長には、町の高齢者の方々が経済的な負担を気にしないで、求める介護サービスを受けられるようにするには、お一人お一人どんな問題があり、どうしたら解決するのかの対策をとるお考えはおありかどうかお聞きして、一般質問を終わるものであります。

以上。

○議長（北本俊一君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 小島議員の御質問にお答えいたします。

津波災害の影響を受けると思われる沿岸部の保育所、小・中学校及び区の避難対策計画、原発災害について北電との間で安全協定を締結するようEPZの拡大、働きかけをする必要があるのではないかと、それから台風などにより土砂災害が起きる危険性のある箇所についての対策についての質問でございますが、6月議会で私が答弁したとおり、石川県地域防災計画の見直しに合わせて、対策も含め検討してまいります。

なお、詳細につきましては所管課長から答弁させますので、御了承願います。

次に、子ども・子育て新システムが実施されても、保育水準の維持のために保育所を民営化せず、町直営とすべきではないかとの御指摘であります。町として保育所の民営化に取り組む理由などは、柴田議員にお答えしたとおりであります。

また、この子ども・子育て新システムにつきましては、国においてもまだ概要が示されたのみであり、町といたしましては、今後の国が示す新システムの詳細と国の動向を見極め、保育所の民営化に適切に対応してまいりたいと思っております。

なお、システムに係る問題点に関しては、所管課長から答弁させますので御了承願います。

次に、免田用地の買戻しに関連しての御質問であります。平成9年に芝政観光開発の進出断念を受けて、第三者への転売による乱開発を防止することや、公有地の拡大の推進に関する法律の目的でもあります。地域の健全な発展と秩序ある整備を促進するため、当時の理事会や議会で十分審議を経て、土地開発公社による用地買戻しを決定したものと理解しております。この件に関する損害賠償請求や社会的責任の追及などは考えておりません。

次に、中学校建設に際して民主主義が求められていると思わないかとの御質問ですが、町内25カ所の地区懇談会におきまして、統合中学校の必要性及び3カ所の建設場所候補地を説明し、特に建設場所の決定については、議会の皆様と御相談申し上げ決めさせていただきたい旨、御理解と御協力をお願いしてきたものでございます。従いまして、地区懇談会やPTA説明会の御意見等も踏まえて、統合中学校を早急に建設したいと考えたところであります。

次に、町民に町の考えを伝え、信を問うという気はおありかとの御質問ですが、住民の方々のおおむねの御理解をいただいたと思っております。一部に反対の御意見の皆様もおいでになりますが、今後、その不安など解消できるように努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、介護保険についての御質問ですが、本年度において、平成24年度から平成26年度までの第5期介護保険事業計画を策定しております。この事業計画には、当初における被保険者、要介護者等の人数や介護サービスの利用状況などを勘案して、3年間の介護サービスごとの量を見込み、当該見込み量の確保のための方策、第1号被保険者に係る介護保険料を定めます。所得の低い方は、基準額の半分の介護保険料で同等のサービスが受けられます。また、施設に入所したときは、入所者の所得に応じ負担限度額が決められております。

このように国が示す介護保険制度のとおり、今後も進めてまいる予定でございます。

なお、詳細につきましては所管課長から説明させていただきますので、御了承のほどお願いいたします。

以上です。

○議長（北本俊一君） 財政課長 松田正晴君。

〔財政課長 松田正晴君 登壇〕

○財政課長（松田正晴君） 小島議員の御質問にお答えいたします。

土地開発公社の借入金返済に合併振興基金をすべて充てるのかとの御質問でございますが、まず土地開発公社の平成22年度決算におけます負債総額は13億6,000万円となっております。民間金融機関からの短期借入金の借りかえによる苦しい資金繰りを毎年行っております。ちなみに借りかえによります今年度の年間利息額は、約1,200万円になる見込みであります。

今年度から始まりました第2次行財政改革大綱には、土地開発公社の経営健全化が掲げ

られており、保有地の早期売却処分や抜本的な整理を検討することが明記されております。また、財政健全化判断比率の4指標の1つであります将来負担比率においても、平成22年度決算値217.8%のうち13.3%が土地開発公社の負債額が占めており、財政の健全化を推進する上で、土地開発公社の負債をできる限り早期に解消しなければならないと考えております。

しかしながら、免田用地の早期売却に現段階ではめどが立たないことから、町は今年度から合併振興基金を活用し、土地開発公社保有地に係る金利負担の軽減策、そしてまた将来負担の改善策に取り組むものであります。具体的には、合併振興基金から計画的に土地開発基金を経由して、土地開発公社に無利子で資金を貸しつけることといたしております。その結果、平成37年度には土地開発公社の借入金債務をすべて解消させていく計画であります。

以上でございます。

○議長（北本俊一君） 住民課長 羽多良英君。

〔住民課長 羽多良英君 登壇〕

○住民課長（羽多良英君） 小島議員の御質問にお答えします。

まず、住民課としまして津波災害の影響を受けられる保育所は、相見保育所と南部保育所を想定しております。これらの避難対策としては、第1に高台への避難ということで、相見保育所は促進住宅や宝達高校への避難、また南部保育所につきましては白虎山センターへの避難を考えております。

いずれの保育所につきましても、園外散歩という形で避難移動をシミュレーションするとともに、災害時の避難場所を保護者にも伝えております。

次に、子ども・子育て新システムにおける問題をどうとらえているかとの御質問であります。現在、国から示されている子ども・子育て新システムに関する中間取りまとめの中では、新システムにおける利用者負担については、新システムが保護者の子育てについての第一義的責任を前提としつつ、社会全体で子ども・子育てを支援するものであることを踏まえ、施設と利用者の適切な利用関係の確保に資するよう、低所得者に一定の配慮を行いつつ、利用者には一定の負担を求めるとされております。また、契約については、市町村の関与のもと保護者がみずから施設を選択し、保護者が施設と契約する公的契約とするとされ、市町村の関与としては管内の施設、事業者の情報を整理、子育て家庭に広く情報を提供し、相談に応ずるとともに施設の利用に際して調整を図るとなっており

ます。

いずれにしても、その具体的な在り方や仕組みについては今後検討するとされておりますことから、現段階では具体的な問題点などは把握しかねる状況であります。今後、国から新システムの詳細が示されたときに、問題点など把握、整理を行いたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（北本俊一君） 環境安全課長 栗原政典君。

〔環境安全課長 栗原政典君 登壇〕

○環境安全課長（栗原政典君） 小島議員の御質問でございます。まず、集落のほうの区の避難対策計画はどの御質問でございますが、現在、複数の集落で本年度末をめどに地区の防災計画の作成を進めているところでございます。町としましても、より良い計画になるよう県の事業によるところの防災アドバイザーの紹介、それから町のほうからの助言を行っていきたいと考えています。

また、町では町内すべての地域住民の避難場所等について、各集落の意見を聞いているところでもございます。結果については、地域防災計画の見直しの際に参考としていきたいと考えております。

次に、原発災害から幼児、児童・生徒のヨウ素被曝を阻止するために、福島第一原発事故からの教訓をどう導き出すのかとの御質問でございます。

議員御指摘のとおりでございます放射性物質の一つであります放射性ヨウ素は、体内に入ると甲状腺に集まりやすく、特に子どもでは甲状腺がんの原因になりやすいと言われております。放射性ヨウ素の甲状腺への取り込みを防ぐ薬として安定ヨウ素剤がございます。原発事故から得た教訓として、万が一にも放射能汚染事故が起きた場合、被曝しないための予防対策をとることが必要であります。

また、一定以上の被曝が確認された場合、放射性物質の周囲への拡散を防ぐこと、また体内に入った放射性物質、特に放射性ヨウ素に対しては、ヨウ素剤を用いることが有効であること、以上が福島第一原発事故から得た教訓でございます。

なお、羽咋市ではヨウ素被曝を防ぐために市内すべての小学校、中学校、それから保育所、そして羽咋病院にヨウ素剤5万3,000粒でございますが、これを配備しております。

以上です。

○議長（北本俊一君） 健康福祉課長 林谷茂和君。

〔健康福祉課長（福祉担当） 林谷茂和君 登壇〕

○健康福祉課長（福祉担当）（林谷茂和君） 12番 小島議員の御質問にお答えします。

来年度になっても現在の認定された方が望めば、現在と同じサービスを受けることができるかとの問いです。在宅サービスでは、要介護度別に利用限度額が決められております。利用者が介護保険の更新で再認定され、同じ要介護度であれば利用限度額の範囲内で同じ在宅のサービスが受けられます。しかし、国では介護報酬の改定を検討しており、はっきりと示されるのは来年の1月ごろと聞いております。

介護報酬が上がり、利用限度額を超えると今まで同様のサービスは受けられなくなることに懸念されます。町といたしましては、国が示す介護保険制度改正を受けて検討をしてみたいと思います。

次に、介護保険の基金を使って第1号被保険者の介護保険料の引き上げを行わないようにとのことです。介護保険事業計画では、3年間の計画期間を通じて同一の保険料を設定します。計画期間の初年度は一定程度の余剰金が生ずることが想定されます。計画の2年、3年度においては、介護給付費が見込みを上回る場合は準備基金から必要額を取り崩し補てんします。しかし、当町の介護保険特別会計は、第4期事業計画の初年度の平成21年度の単年度においては約300万円の黒字でありましたが、2年目の平成22年度単年度では、約1,170万円の赤字でありました。平成23年度単年度においては、約2,400万円程度の赤字が見込まれます。それで準備基金を充てることが想定されます。しかし、このことから第5期事業計画では、準備基金を第1号被保険者の保険料に充て、保険料の上昇を抑制することは現在考えてはおりません。

次に、在宅介護と介護施設の割合の県内の自治体との比較です。

当町介護保険のサービス利用者数のうち、施設サービス利用者は34.6%で県内第1位であります。在宅サービス利用者は56.8%で県内17位でございます。

以上でございます。

○議長（北本俊一君） 地域整備課長 谷川弘一君。

〔地域整備課長 谷川弘一君 登壇〕

○地域整備課長（谷川弘一君） 小島議員の御質問にお答えいたします。

台風などにより土砂災害が起こる危険のある箇所数と危険箇所周辺に住む町民の数及びその対策についての御質問にお答えいたします。

本町では、土砂災害が起こる危険箇所数は99カ所あります。その周辺に874名の方が住

んでおられます。その99カ所のうち、現在わかっております特別警戒区域につきましては15カ所でございます。県のほうとしては、平成23年、24年度にかけて現地調査を行うということで、箇所数については増えるかもわかりません。

また、その対策については、のり枠工や擁壁などによるハード対策、地域の防災力向上を支援するソフト対策の両面で行っております。防災工事は、県ではいわゆる災害時に特に配慮が必要な方が利用される施設がある場所を優先的に対策をするなど、緊急性、重要性を総合的に勘案して随時実施しているところであります。

以上です。

○議長（北本俊一君） 学校教育課長 田村淳一君。

〔学校教育課長 田村淳一君 登壇〕

○学校教育課長（田村淳一君） 小島議員の御質問にお答えをいたします。

津波災害の影響を受けると思われる沿岸部の避難計画はどの御質問でございます。本町の学校におきましては、すべての学校で学校の校舎もしくは近隣の高台へ避難をする計画を立てております。

次に、統合中学校を押水中学校横で建設するという説明を行ったのか、また、これまでに公に説明されたことはあるかとの御質問でございますが、統合中学校建設の説明も含めた町政懇談会、PTA説明会において、押水中学校校地に統合中学校を建設するという断定した説明は行っておりません。町政懇談会、PTA説明会では町有地3カ所の候補地があり、その中の1カ所で建設をしたい旨、お願いしたものでございます。

なお、PTA説明会につきましては、教育長及び事務局担当者が説明に参っております。

以上でございます。

○議長（北本俊一君） 12番 小島昌治君。

〔12番 小島昌治君 登壇〕

○12番（小島昌治君） 再質問いたします。

原発の安全協定の申し入れの件なんですけれども、実は6月の石川県議会で我が党の佐藤県会議員が明らかにしたことなんです、安全協定というのは国の許可が要る問題ではないんですよ。県議会の総務企画委員会でこれを明らかにしました。

町長、問題は町民を守るために安全協定の中にわたらの町の要望も入れろ、これを言えるかどうかということなんです。北陸電力との安全協定を結ぼうとなぜ言えないのか、言えない関係でもおありなのか、これを教えてください。不思議で仕方がないです。

それと土砂災害に関してなんですけれども、その土砂災害防止法の25条で知事の責任というものが書かれているんですよ。危険なところに住んでおられる方々には移転を勧告する、勧告した人には土地取得のあっせんや危険回避のための必要な措置までとることを求めるとあるんです。

私は、これは先ほど特別警戒区域が15カ所あって、そこにも住んでおられる方はおられるんですよ。危険な状況の中においでるんです。その方々が安心して、他に行ってもらうためには、県費も含めた、国庫補助も含めた移転のための費用を出せと町長が県に言うていただくこと、この土砂災害防止法の25条を利用して、県知事にそう言うてほしいんですよ。これ言えないのかどうかお聞きします。

それと3月11日の問題をいろいろ言われていましたけれども、町の防災会議というのは今年何回持たれたのか、ちょっとお聞かせください。

それと、保育の問題と介護保険の問題なんですけど、実は実施は来年度からなんですよね。新しいシステムは来年度から法律を求めて中間発表があって、最終答弁があって、保育の場合はやられているんですけど、介護保険も同じように来年度から新たな第5期の介護保険が始まります。今じっとしていてアンテナ高くしていないで、国の言っていることを踏まえてやります、そんな悠長なことを言うてましたら、住民の安全とか介護とか保育は守れないんですよ。もっとアンテナ高くして、どういう方向に流れていくかというのはいろいろいっぱい本が出ているんです。いっぱい報告書もあります。それをぜひ身につけていただいて、恐らく住民のための施策というものをなされていこうとしていません、国の流れは。ですからぜひそれを見極めていただいて、早く手を打っていく、これをぜひやっていただけないかなと思っているんです。

特に介護保険の場合でしたら、1月から国が、さあこの人が今まで介護保険を利用できていたこの介護の制度、これができませんとなった場合、1月から4月に新たにやられるんですよ。そのときにわずか数カ月で、2カ月、3カ月で、その人をじゃどう介護の中に取り入れていくのか、これをやるときは今からやっておかないとだめなんです。1月では遅くて仕方ないんです。ぜひアンテナ高くして、健康福祉課長、住民課長にはお願いしたいところですが、その決意をまた聞かせていただけたらなと思います。

それと合併振興基金についてなんですけれども、私、午前中からの町長の答弁を聞かせていただいて、どうも町長は認識違いがあるなと思っています。どういう認識違いかというと、合併の約束でありましたサービスは高く負担は低く、これが町の財政を大変にした

と町長は言われていますけれども、そんなことないですよ、決して高くないサービスの中身ですよ、これまで。一番問題は、企業誘致条例によってぼんぼんと1億円の金をぼんぼん出す。中にはその企業が雇用をこれだけすると言っていたのに雇用も守らない、また途中でやめてどこかに行ってしまう、休業してしまう、そういうこともあるわけでしょう。そういうところにどんどん1億円というお金をぼんぼん渡してきたわけでしょう。それが町の財政を悪くした原因じゃないですか。しかも先ほど免田用地のことも言いましたけれども、無駄な用地を合併前にどんどん買ったりしているんですよ。それが財政を悪くしたんです。しかも国の三位一体改革の中で、これまで国庫負担でやられていた例えば保育などが、国庫補助でやられていた保育などが交付税負担になったわけでしょう。国庫補助を外されたわけでしょう。そういうまた交付税自体もおろされてきたわけでしょう。決して住民がサービス高くしてもらったことはない。それで町民が町をこういう大変な財政状況に陥らせたということではないんです。

その認識をぜひ改めていただきたいと思うのと、それに基づいてこの財政状況を悪くした、無駄な土地をどんどん買いあさってきた、旧押水時代、土地開発公社がやってきたこと、これやはり私反省させる必要があると思います。ここに反省させられなかったら、私はまた同じようなことが続いていくと思います。

町のためにはなりません。ぜひ名前の公表も含めて、また賠償請求も含めてその方々にやること、なぜこういう立場に立てないのか不思議で仕方ない。町のためなんです、町長。これぜひお聞かせください。

それと中学校の問題です。私は中学校の統合問題には民主主義が求められているということ为先ほど指摘しました。民主主義という言葉の対極をなす言葉を町長、御存じですか。独裁主義というんです。これまで町民にどこに中学校を建てるかとも言わない、そして、町長はこれまでずっと町民の同意を得られるようにすると言ってきた。ところが、同意も何もとらないで、さあ押水中学校に統合中学校を建てますよ、あとは文句言うな、おれに任せろ、こういうのは民主主義ではないんですよ。どちらかという、独裁主義とは言いませんが、そちらに近いのではないですか。

まちづくりの問題なんです。ぜひ町民を参加させてほしい。ましてや今、町民との間では中学校をどこに造るかというのは継続審議中でしょう。町民と町との間では継続審議の最中じゃないですか。どこに造るとも言わないで町政懇談会、PTA懇談会をやる。そして、それを察知した志雄小学校のPTAの方々が賢くもアンケート調査されて、そして、

これではだめですよと警告してくれる、本当にありがたいことじゃないですか。

私はこの統合問題で民主主義という立場を踏まえていただきたい。それを踏まえるつもりがあるかどうか再質問いたします。

○議長（北本俊一君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 小島議員の再質問にお答えいたします。

防災計画の件でございます。これについては、先ほども答弁いたしました6月議会で答弁したとおりでございますけれども、これは災害対策基本法に規定されておりますとおり、国の推進あるいは県の防災計画との整合性をとらなければだめだということになっておりますし、これは町と変わったところがあれば県のほうから勧告または助言をするという規定がございます。そういうことで、県・国に先駆けてやるということにはできないといえますか、やってやれないことはございませんけれども、無駄足を踏むということになりますので、一応県の計画の見直しの方針が示されれば、町の防災計画もすぐ改定に取りかかれるように現在準備を進めているところであります。

それから原子力の今の協定でございますけれども、今のところ国・県の原子力防災は10キロ圏内ということになっておりますので、今のところ町としては、その協定を結ぶという考え方はございません。

それから町の防災会議を開いたかということでございますけれども、近年は今のところ防災計画を変える段階になれば変える前に、それから改定するときには当然開かなければなりませんけれども、現在のところは開いておりません。

それから、合併振興基金の件でございますけれども、町の財政状況が悪くなった原因はいろいろございます。その中の一つに土地開発公社の件もあるかも知れませんが、土地開発公社の問題については、今さらさかのぼってとやかく言っても始まらないというようなことでございますので、小島議員との見解は少し違いますけれども、今のところは、先ほど答弁した内容で進めてまいりたいというふうに考えております。

その他については担当課長から答弁させますので、よろしく願いいたします。

○議長（北本俊一君） 住民課長 羽多良英君。

〔住民課長 羽多良英君 登壇〕

○住民課長（羽多良英君） 小島議員の再質問でございます。

保育所の子ども・子育てという制度でございますが、25年からということになります。

それに関しましては、今現在、情報は町のほうへは少なく、ない状況でございます。これに関してはまた県を通じ、また自分たちでわかる範囲内で情報収集し、早目にかかっていると思いますので、ひとつよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（北本俊一君） 健康福祉課長 林谷茂和君。

〔健康福祉課長（福祉担当） 林谷茂和君 登壇〕

○健康福祉課長（福祉担当）（林谷茂和君） 小島議員の再質問にお答えします。

介護保険の関係で来年度からの改正でアンテナを立てて、情報を早く入れて早く手を打つべきだというお話でございました。私ども県を通じて、できるだけ早く情報収集して、利用者の迷惑にならないように努力してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（北本俊一君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 小島議員の質問、ちょっと漏れておりました。

今まで町長が独裁的に決めるんじゃないかというような言い方を先ほどされましたけれども、町政懇談会では議会の皆さんと相談しながら決めてまいりますという説明をしておりました。といいますのは、やはり議員各位も住民の代表者でございますので、地方の議会制民主主義ということもございます。そういうことで議会に提案し、今回議会に提案して決めていただきたく提案しているものでございます。

そういうことで、今回の統合中学校の設計基本委託料について、ぜひ賛同していただきたいということでございますので、よろしく願いいたします。

けっして独裁的に一方的に町長がそのように決めておるというわけではございません。皆さん方の御支援をいただきたいということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（北本俊一君） 12番 小島昌治君。

〔12番 小島昌治君 登壇〕

○12番（小島昌治君） そうしましたら、今回提案されている基本設計に関して、これが賛成であるというのは、押水中学校で建設してもいいですよというふうに町長がとらえるということでいいですか。そういう意味なんですか。

○議長（北本俊一君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 小島議員の再質問にお答えいたします。

今回提案いたしております押水中学校での基本設計委託料と、場所は一応押水中学校で建設をするということを前提で予算を計上いたしておりますので、そのように理解していただければ結構だと思います。

○議長（北本俊一君） 以上で通告のありました一般質問がすべて終了いたしました。

これをもって一般質問を終結いたします。

◎決算特別委員会の設置

○議長（北本俊一君） お諮りいたします。認定第1号 平成22年度宝達志水町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第10号 平成22年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計決算の認定についてまでの認定10件につきましては、7名の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議あり」という声あり〕

○議長（北本俊一君） 御異議がありますので、起立によって採決をいたします。

認定10件につきましては、7名の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（北本俊一君） 起立多数です。したがって、認定第1号から認定第10号までの認定10件につきましては、7名の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

◎決算特別委員会委員の選任について

○議長（北本俊一君） お諮りいたします。ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっておりますので、私のほうから指名いたします。

決算特別委員会の委員に北 信幸君、守田幸則君、林 一郎君、津田 勤君、宮本 満君、土上 猛君、久保喜六君を指名いたしたいと思っております。これに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（北本俊一君） 起立多数です。したがって、ただいま指名いたしましたとおり選任することに決定いたしました。

決算特別委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定より、委員会において互選することになっております。

その互選のため暫時休憩いたします。

午後2時36分休憩

午後2時42分再開

○議長（北本俊一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、決算特別委員会で互選されました委員長及び副委員長の報告がありましたので発表いたします。

決算特別委員会委員長、林 一郎君、副委員長、宮本 満君、以上のとおりであります。

◎委員会付託

○議長（北本俊一君） お諮りいたします。議案第37号から請願第3号までの議案7件、報告1件、請願2件は、議案付託表及び請願文書表のとおり各常任委員会及び病院運営特別委員会に付託することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（北本俊一君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第37号から請願第3号までは議案付託表及び請願文書表のとおり各常任委員会及び病院運営特別委員会に付託することに決定いたしました。

◎休会の議決

○議長（北本俊一君） お諮りいたします。委員会審査のため明9月13日から9月15日までの3日間を休会といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（北本俊一君） 御異議なしと認めます。したがって、明9月13日から9月15日までの3日間を休会とすることに決定いたしました。

◎散 会

○議長（北本俊一君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、次回は9月16日午後2時から会議を開きますので、御参集ください。

本日はこれにて散会いたします。

どうも御苦労さまでした。

午後2時45分散会

平成23年9月16日（金曜日）

◎出席議員

1 番	寶 達 典 久	9 番	守 田 幸 則
2 番	久 保 喜 六	10 番	北 本 俊 一
3 番	土 上 猛	11 番	金 田 之 治
4 番	柴 田 捷	12 番	小 島 昌 治
5 番	宮 本 満	13 番	北 信 幸
6 番	津 田 勤	14 番	近 岡 義 治
8 番	林 一 郎		

◎欠席議員

な し

◎説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長	津 田 達
副 町 長	中 谷 浩 之
教 育 長	山 下 茂
参 事	北 山 茂 夫
総 務 課 長	太 田 永 作
総務課担当課長	松 浦 敏 昭
情報推進課長	高 下 良 博
財 政 課 長	松 田 正 晴
住 民 課 長	羽 多 良 英
税 務 課 長	溝 口 和 夫
環境安全課長	栗 原 政 典
健康福祉課長(福祉担当)	林 谷 茂 和
健康福祉課長(保健担当)	中 村 努
産 業 振 興 課 長	近 岡 和 良

ふるさと振興室長	村 井 仁 志
地域整備課長	谷 川 弘 一
学校教育課長	田 村 淳 一
生涯学習課長	藤 井 能富夫
会計課長	村 井 一 隆
志雄病院事務局長	高 畠 信 夫

◎議事日程

日程第1 委員長報告
日程第2 委員長報告に対する質疑
日程第3 討 論
日程第4 採 決

(追加日程)

日程第1 議案第44号 財産の処分について
日程第2 質 疑
日程第3 討 論
日程第4 採 決
日程第5 議会改革特別委員会の設置及び同委員の選任
日程第6 各常任委員会、議会運営委員会及び決算特別委員会の閉会中の継続
調査及び継続審査

◎開 議

○議長（北本俊一君） ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、9月12日の本会議に引き続き、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎委員長報告

○議長（北本俊一君） それでは、日程第1 委員長報告を行います。

先に各委員会に付託いたしました案件の審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、病院運営特別委員長 守田幸則君。

〔病院運営特別委員長 守田幸則君 登壇〕

○病院運営特別委員長（守田幸則君） 委員長報告。

今定例会において当委員会に付託されました案件について、去る9月13日に病院運営特別委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案付託表のとおりであります。

委員会では、エレベーターの改修工事に係る質疑などがあり、活発な審査が行われました。

町当局から細部にわたる説明を受け、各議案を慎重に審査した結果、議案1件は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告申し上げますが、議員各位におかれましては、当委員会同様の御決議を賜りますようお願い申し上げます、病院運営特別委員長報告といたします。

○議長（北本俊一君） 次に、教育厚生常任委員長 宮本 満君。

〔教育厚生常任委員長 宮本 満君 登壇〕

○教育厚生常任委員長（宮本 満君） 委員長報告。

今定例会において、当委員会に付託されました案件について、去る9月13日に教育厚生常任委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その

経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案付託表及び請願文書表のとおりであります。

委員会では、統合中学校の建設、介護施設の補助金などに関する多くの質疑があり、活発な審査が行われました。

町当局から細部にわたる説明を受け、各議案を慎重に審査した結果、議案3件は原案どおり可決すべきものと決定し、請願第2号は継続審査とし、請願第3号は不採択とするべきものと決定いたしました。

最後に、当委員会では所管事務調査のため閉会中の継続調査及び継続審査について議長に報告し、本会議において議決を願うことで、委員各位の御承諾をいただいたこともあわせて報告いたします。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告申し上げましたが、議員各位におかれましては、当委員会同様の御決議を賜りますようお願い申し上げます。教育厚生常任委員長報告といたします。

○議長（北本俊一君） 次に、総務産業建設常任委員長 林 一郎君。

〔総務産業建設常任委員長 林 一郎君 登壇〕

○総務産業建設常任委員長（林 一郎君） 委員長報告。

今定例会において、当委員会に付託されました案件について、去る9月14日に総務産業建設常任委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案付託表のとおりであります。

当委員会では、災害対策や農地保全事業などについて多くの質疑があり、活発な審査が行われました。

町当局から細部にわたる説明を受け、各案件を慎重に審査した結果、議案4件はいずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、当委員会では所管事務調査のため閉会中の継続調査について議長に報告し、本会議において議決を願うことで委員各位の御了承をいただいたこともあわせて御報告いたします。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告申し上げましたが、議員各位におかれましては、当委員会同様の御決議を賜りますようお願いを申し上げます。総務産業建設常任委員長報告といたします。

○議長（北本俊一君） 以上で委員長報告は終わりました。

◎委員長報告に対する質疑

○議長（北本俊一君） 次に、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（北本俊一君） 質疑がないようですので、これで委員長報告に対する質疑を結びたいします。

◎討 論

○議長（北本俊一君） これから、議案全般にわたっての討論を行います。討論はありませんか。

12番 小島昌治君。

〔12番 小島昌治君 登壇〕

○12番（小島昌治君） 私は、日本共産党を代表して、本定例会に上程されました議案8件中、2つの議案に反対し、討論いたします。

反対する議案は、議案第37号 平成23年度宝達志水町一般会計補正予算案と議案第41号 宝達志水町手数料条例の一部を改正する条例案についてであります。また、2つの請願についても討論いたします。

まず、議案第37号 平成23年度一般会計補正予算案は、町民合意がとれていない統合中学校を押水中学校敷地横に建設するための基本設計委託料2,100万円が計上されています。

私は、これまでも指摘していますように、中学校をどこに建設するか、統合するかどうかは教育問題だけでなく、まちづくりの問題でもあります。平成の大合併で合併した日本全国の市町村で、学校がなくなったところでは人の流れが変わり、新たに結婚する若い人たちが学校のあるところに移住する、町内会の除雪作業ができなくなる、商店街がなくなってしまう、こういうことがレポートされています。

中学校建設の場所は、まさにまちづくりの要をなしていることが報告されています。だから中学校統合や、その建設場所の選定には、まちづくりの主人公たる町民の合意が必要であります。ところが、町長の中学校の統合の根拠は、議会で同意してもらったからとか、町政懇談会の参加者が統合に強く反対しなかったからというものであります。町民全体を対象にした合意の根拠には、まちづくりという大きなテーマに関してはほど遠いと指摘せ

ざるを得ません。

さらに重要なことは、統合中学校の建設場所は町政懇談会にも示していないことが明らかになりました。ところが今回の予算案に計上されている基本設計委託は、統合も場所も決められた予算案であります。

地方自治法は、中央政府と違いまして、自治には民意を反映させること、中央政府は民意を統合することとあります。町民の意見をできるだけ反映させることも求めているのであります。それは、町民に条例制定の改廃の権利を認め、事務の監査や町長や議員の解雇請求、特定の職員の解職請求もできるなど、議会民主制だけでなく直接民主制を設けていることから明らかであります。

町長や議員を選ぶのも直接民主制度であります。自治法第94条は、町村総会の制度を求めています。これは、議会ではなく町民全員を対象にした総会で物事を決定しなさいという条項であります。町村総会が主で議会は従だという学者もいるくらいであります。

町長は、私の一般質問への答弁で議会制民主主義を尊重するから、議会で決めたことを尊重すると言われましたが、それは、このテーマに関しては民意の反映になっていると言えないではないでしょうか。町民の一部の了解で、まちづくりの重要な物事を決定していくと言っているにすぎないことを指摘しておきます。

どうしても押水中学校の敷地で統合中学校を建設したいと町長は思っておられるならば、押水中学校の敷地で統合中学校を建設する、イエスかノーかという単純な設問の住民投票を、条例がありますから行おうではありませんか。それを求めます。

また、町長は統合の理由に、教科の専門の先生が2つの学校だと先生の人数不足ができて来てくれなくなる。だから統合ということも言われました。この問題についてですが、人口8,000人に1つの中学校が国の基準です。1万4,000人の人口に2つの中学校でなぜ専門の教師不足が見込まれるから統合へと導かれるのでしょうか。もし専門教師不足が本当なら、それは町民の責任でなく、石川県の教員採用の中心である県の教育委員会の責任であります。それを町民に犠牲転嫁することは許せません。

また、中学校や高校の学習の基本は独習であります。つまり予習と復習をどれだけ充実してできるかが基本、どんなに立派な専門教科の先生が来られても、この独習の基本が充実できないなら、残念な結果が待ち受けています。

統合中学校になったら遠いところの生徒は登校に片道1時間かかるという、そういう報告も説明されました。1日のうち1時間、2時間もかかって登下校させるなどというのは、

子供の学習意欲や能力の開花に大きな悪影響を及ぼすことを指摘するものであります。

中学校教育は高校教育と違います。中学校では数学の先生が教育学部数学科や理学部数学科を出ていなくても、理学部であれば十分対応できるのであります。実際にそういう教員採用基準となっているはずです。どれだけ子どもの学習意欲を引き出せるか、その学習意欲を独習に導いていくかが中学校のいい先生の条件ではないでしょうか。このことから、統合中学校でなく2つの中学校でやっていくことが重要であります。

また、財政的に見てどうでしょうか。押水中学校の校舎は耐震補強ができる建物です。また志雄中学校の体育館は耐震補強ができる建物です。文部科学省は、学校の耐震補強に約8割の国庫補助制度をつくっております。あとは押水中学校の体育館と志雄中学校の校舎を新築すれば、統合中学校の建設予定額の25億円もかからないで建設可能だと考えるものであります。

地方自治法、まちづくり、中学校教育、財政の角度で今回上程された押水中学校敷地に建設予定の統合中学校案を考慮してみました。統合は、どこから見ても間違っています。一刻も早く改めることを求めるものであります。

次に、議案第41号の手数料条例の一部を改定する条例案についてであります。

ごみ袋のお金を、大きい袋1枚32円を40円に、小さい袋16円を20円に値上げするというものであります。

ごみ袋を値上げして一番困るのは誰でしょう。所得の低い世帯ほど困るのは明らかであります。弱い者いじめのごみ袋値上げをやめるべきです。可燃ごみ量を削減するためにごみ袋の料金を値上げすると説明されました。庶民への罰則を強化して本当にごみが減るでしょうか。

ごみは社会生活上、つくり出されているものです。昔は、例えば酢やしょうゆやみそなど、あらゆるものはかり売りでありました。瓶など要りませんでした。幼少のころ、私はかり買いに行かされたものであります。そのときのごみは、今よりもずっと少なかったのは明らかです。大量生産、大量消費の経済体制の中で、ごみの量が国家的に多くつくり出されていったのであります。

日本という国は大量のごみを出さないと生きていけない国になっております。しかし、そういう中で環境問題を真剣に考え、ごみを少なくしている世界の国や日本の国内での自治体があります。その共通の教訓は、国や自治体が率先してごみを少なくする取り組みを行っていることです。生ごみの処理も、その自治体挙げて処理の仕組みをつくっています。

町の責任を町民に転嫁する値上げ案をやめるべきです。

また今回、一般会計補正予算案に9,600万円もの貯金を積み立てる、基金を積み立てる予算が計上されています。この100分の1を利用して、町民泣かせのごみ袋値上げをやめるよう提案するものであります。

最後に、請願に関してですが、子どもの医療費を病院の窓口で支払わないでいいような制度にしてほしいという請願についてであります。これは石川県の町長会や市長会、多くの自治体からの要望でもあります。また、石川県議会で民主党の1人を除き全員賛成で、今年2月に採択された請願であります。この議会にも採択してほしいという町民からの請願ですが、教育厚生常任委員会では、調査、研究の必要性ありとの意見がありました。

子育て中の町民が喜ぶ大事な請願ですので、一刻も早く採択されることを求めて、継続審議に賛成するものであります。

また、国保の広域化に慎重な対応を求める意見書を国に提出してほしいとの請願が教育厚生常任委員会で不採択となりました。政府は、税と社会保障の一体改革の流れ、保険主義の強化と社会保険の私保険化を打ち出しています。国民健康保険を広域化し、給付と負担をそれぞれのところで調整させ、国の責任としての、福祉としての国民健康保険をその国の責任分を外してしまう方向で出てきているところが重要です。

公の助け公助をやめ共助の範囲を広げる第一歩として、国保の広域化が出てきています。広域化されれば国庫補助が削られ、健診活動や保健活動が後退することになること必至です。この請願が採択されることを求めるものであります。

以上。

○議長（北本俊一君） 他に討論はありませんか。

13番 北 信幸君。

〔13番 北 信幸君 登壇〕

○13番（北 信幸君） 私は、議案第37号について賛成討論をするわけでございます。

私は、この宝達志水町が誕生する前から合併協議会のメンバーとして10年来携わっていたわけでございます。近年、生まれる子どもは本当に3けたを切る70、80の子どもの数でございます。その子らを2つの中学校に通わせ、先ほど反対された方もおいでましたけれども、本当に教師も呼べない、たくさんの子供で切磋琢磨しながらスポーツあるいは勉学もできない。そういったものを我々が残していいのかということ、10年前の合併協議会の中から、この1つの大きなプロジェクトは統合した中学の建設ということでございます。

そのときから県の地方課の指導の中で、この町が用地を購入してまでは中学校を建設してはいけない、ある用地であれば建設の機会は認めるということでございます。十数回の中学校建設に対しての特別委員会を重ねながら、我々も5カ所、あるいは3カ所の候補地を絞り込みました。この定例会の中で、執行部におかれましては建設場所も明確にされ、2,100万円の基本設計の補正予算も打っていただきました。

もう2年少しで合併特例債も期限が切れるわけでございます。どうか今後も2,100万円の補正予算を打っていただきました。これをすばらしいものに仕上げるためにも、今後ひとつ執行部においては、より一層努力されながら頑張ってくださいたいと、このように思いまして賛成討論をするわけでございます。

○議長（北本俊一君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（北本俊一君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

◎採 決

○議長（北本俊一君） これより採決に入ります。

議案第37号 平成23年度宝達志水町一般会計補正予算(第3号)を採決いたします。

この表決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第37号は委員長の報告とおりに決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（北本俊一君） 起立多数です。したがって、議案第37号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（北本俊一君） 次に、議案第38号 平成23年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算(第1号)から議案第40号 宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計補正予算(第2号)までの議案3件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、いずれも可決です。議案第38号から議案第40号までの議案3件は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（北本俊一君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第38号から議案第40号

までの議案3件は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（北本俊一君） 次に、議案第41号 宝達志水町手数料条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

この表決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第41号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（北本俊一君） 起立多数です。したがって、議案第41号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（北本俊一君） 次に、議案第42号 宝達志水町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第43号 石川県市町村消防団員等公務災害補償等組合規約の変更についての議案2件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、いずれも可決です。議案第42号及び議案第43号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（北本俊一君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第42号及び議案第43号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（北本俊一君） 次に、報告第12号 平成22年度決算に基づく健全化判断比率等については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定による報告でありますので、御賢察の上、御了承願います。

○議長（北本俊一君） 次に、請願第2号 子どもの医療費の完全無料化等の速やかな実施を求める意見を石川県に提出を求める請願書を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は継続審査です。請願第2号は継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（北本俊一君） 御異議なしと認めます。したがって、請願第2号は継続審査とす

ることに決定いたしました。

○議長（北本俊一君） 次に、請願第3号 健診・保健活動が後退することになりかねない国保広域化に慎重な対応を求める意見書を国に提出することを求める請願書を採決いたします。

この表決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は不採択です。請願第3号は、採択とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（北本俊一君） 起立少数です。したがって、請願第3号は不採択と決定いたしました。

◎日程の追加

○議長（北本俊一君） お諮りいたします。ただいま議案1件と議会改革特別委員会の設置及び同委員の選任の件が提出されました。この際、これを日程に追加し、直ちに議題にいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（北本俊一君） 御異議なしと認めます。したがって、この際、これを日程に追加し議題とすることに決定いたしました。

追加日程を書記に配付させます。

〔追加日程配付〕

◎提出議案の上程・説明

○議長（北本俊一君） 提出者の提案理由の説明を求めます。

町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 今定例会に追加にて提案いたします案件について、説明を申し上げます。

議案第44号 財産の処分についてであります。

本件につきましては、先般、旧押水庁舎跡地を利活用するため、地域密着型介護老人福

社施設を設置・運営する社会福祉法人事業者を条件に公募いたしましたところ、1事業者の申請があり、9月12日に実施した専門部会の審査で事業候補者として選定されました。それを受けて、9月14日に旧押水庁舎跡地の財産売り払いに係る入札を行い、売却価格を決定するとともに、正式な事業者として選定いたしましたところであります。

処分する内容は、土地につきましては1万298.52平方メートル、建物につきましては4,766.05平方メートルであり、財産処分についての予定価格が700万円以上かつ土地の面積が5,000平方メートル以上でありますことから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、案件の提案理由を申し上げましたが、適切なる御決議を賜りますようお願い申し上げます、御説明を終わらせていただきます。

○議長（北本俊一君） 提出者の提案理由の説明は終わりました。

◎質 疑

○議長（北本俊一君） ここで、議案に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（北本俊一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

◎討 論

○議長（北本俊一君） 次に、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（北本俊一君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

◎採 決

○議長（北本俊一君） これより採決に入ります。

議案第44号 財産の処分についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（北本俊一君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

◎議会改革特別委員会の設置及び同委員の選任の件

○議長（北本俊一君） 次に、議会改革特別委員会の設置及び同委員の選任の件を議題といたします。

お諮りいたします。本町議会をより活性化し、もって町民の負託にこたえることを目的として今後の議会の在り方全般について積極的な改善に努めるため、6名の委員で構成する議会改革特別委員会を設置し、調査終了まで閉会中も継続調査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（北本俊一君） 御異議なしと認めます。したがって、6名の委員で構成する議会改革特別委員会を設置し、調査終了まで閉会中も継続調査することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました議会改革特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により議長が会議に諮って指名することになっておりますので、私のほうより指名いたします。

議会改革特別委員会の委員に、北 信幸君、金田之治君、守田幸則君、林 一郎君、柴田 捷君、土上 猛君を指名いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議あり」という声あり〕

○議長（北本俊一君） 異議がありますので、起立により採決いたします。

本件に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（北本俊一君） 起立多数です。したがって、ただいま指名いたしましたとおり、選任することに決定いたしました。

議会改革特別委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選することになっております。

ここで、委員長及び副委員長の互選のため暫時休憩いたします。

午後 3 時03分休憩

午後 3 時07分再開

○議長（北本俊一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

御報告申し上げます。

先ほどの休憩中に議会改革特別委員会が開催され、委員会条例第8条第1項及び第2項の規定により、委員長及び副委員長が互選されましたので御報告いたします。

議会改革特別委員会委員長、金田之治君、副委員長、土上 猛君、以上のとおりであります。

◎各委員会の閉会中の継続調査及び継続審査の申し出について

○議長（北本俊一君） 次に、各委員会の閉会中の継続調査及び継続審査の申し出についてを議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長及び決算特別委員長から、会議規則第75条の規定によって、各委員会の所管事務及び所掌事務調査のため閉会中の継続調査及び継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長及び決算特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査及び継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（北本俊一君） 御異議なしと認めます。したがって、各常任委員長、議会運営委員長及び決算特別委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査及び継続審査とすることに決定いたしました。

◎閉議・閉会

○議長（北本俊一君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成23年第3回定例会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでございました。

午後3時10分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 北 本 俊 一

署名議員 土 上 猛

署名議員 久 保 喜 六